

印西市障がい者プラン

第5次障害者基本計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

2024(令和6)年度～2026(令和8)年度



2024(令和6)年3月

印西市

目 次

総 論

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨等.....	1
2 計画の期間.....	4
3 計画の策定.....	5
第2章 印西市の障がい福祉を取り巻く現状	6
1 人口推計.....	6
2 統計データからみる概況.....	7
3 アンケート調査の概要.....	12
第3章 計画の基本方針	21
1 計画の基本理念.....	21
2 基本目標.....	22
3 施策の体系.....	24

各論Ⅰ 障害者基本計画

基本目標1 自立した生活の支援・意思決定の支援.....	29
基本目標2 地域共生社会の実現に向けた取組.....	44
基本目標3 地域生活への移行支援・就労支援.....	50
基本目標4 障がいのある子どもの成長支援.....	54
基本目標5 障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり.....	59

各論Ⅱ 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 国の基本指針に定める成果目標	69
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	69
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	70
3 地域生活支援の充実.....	72
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	74
5 障がいのある子どもへの提供体制の整備等.....	76
6 相談支援体制の充実・強化等.....	78
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	80

第2章 障害福祉サービス等	81
1 障害福祉サービスの実績と見込み.....	82
2 障害児福祉サービスの実績と見込み.....	92
第3章 地域生活支援事業	94
1 地域生活支援事業の実績と見込み.....	95
第4章 その他の事業	103
1 発達に障がいのある人等に対する支援.....	103
2 市独自事業.....	104

資料編

1 印西市障害者基本計画、印西市障害福祉計画及び印西市障害児福祉計画策定委員会 設置要綱 ...	107
2 委員名簿	109
3 策定過程	109
4 障がい福祉をめぐる国等の動き	110
5 計画の基本的な指針	111
6 SDGsの理念の共有	112
7 用語解説	113

本計画書の本文中に掲載の挿絵や写真は、市内の障害福祉事業所を利用している方の作品です。

総論

第1章 計画の策定にあたって

第2章 印西市の障がい福祉を取り巻く現状

第3章 計画の基本方針



提供：いんば学舎・草深

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

本市においては、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的かつ計画的に推進するため、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3か年を計画期間とした「印西市障がい者プラン」（第4次障害者基本計画・第2期障害児福祉計画を内包した第6期障害福祉計画）を策定しました。

この度、「印西市障がい者プラン」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、引き続き将来像である「地域社会で支えあい 誰もが自分らしく 安心して暮らせるまち」の実現に向け、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3か年を計画期間とした「印西市障がい者プラン」（第5次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）を策定します。

また、国の障害者基本計画、千葉県の障害者計画に掲げられている目標、基本的な考え方に沿いながら、本市の基本目標、施策の方向等を設定するとともに、国の基本的な指針を踏まえた計画とします。

国の近年の動向としては、2013（平成25）年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」において、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることが基本理念に掲げられるなど、大きな転換点を迎えました。

2018（平成30）年4月には「障害者総合支援法及び児童福祉法」が一部改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、障がいのある子どもへの支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことなどが規定されています。

2021（令和3）年6月に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正では、障がいを理由とする差別の解消を図るため、事業者に対する合理的配慮の義務付けや、行政機関相互間の連携の強化等が示されました。また、2022（令和4）年5月に公布された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」では、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることが示されました。さらに、同年12月には「障害者総合支援法」が一部改正され、障がいのある人のニーズに応じた就労支援や障害者雇用の質の向上が強化されることとなりました。

このように、国の法改正や社会の動きを注視するとともに、本計画の将来像を実現するため、障がい福祉に関する施策を展開することとします。

— 「障がい」の表記について —

印西市では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」などの法令や、「障害者手帳」といった固有名詞、団体の名称等は漢字の「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

(2) 計画の位置づけと法的根拠

① 計画の位置づけと法的根拠

印西市障害者基本計画（第5次）

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画で、障がい者の自立及び社会参加の支援等を行うため、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることを目的とした理念や方針、施策・事業を定める計画です。

■障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

印西市障害福祉計画（第7期）

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、提供体制を定める計画です。

■障害者総合支援法（平成17年法律第123号）

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

印西市障害児福祉計画（第3期）

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

■児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第33条の20第1項

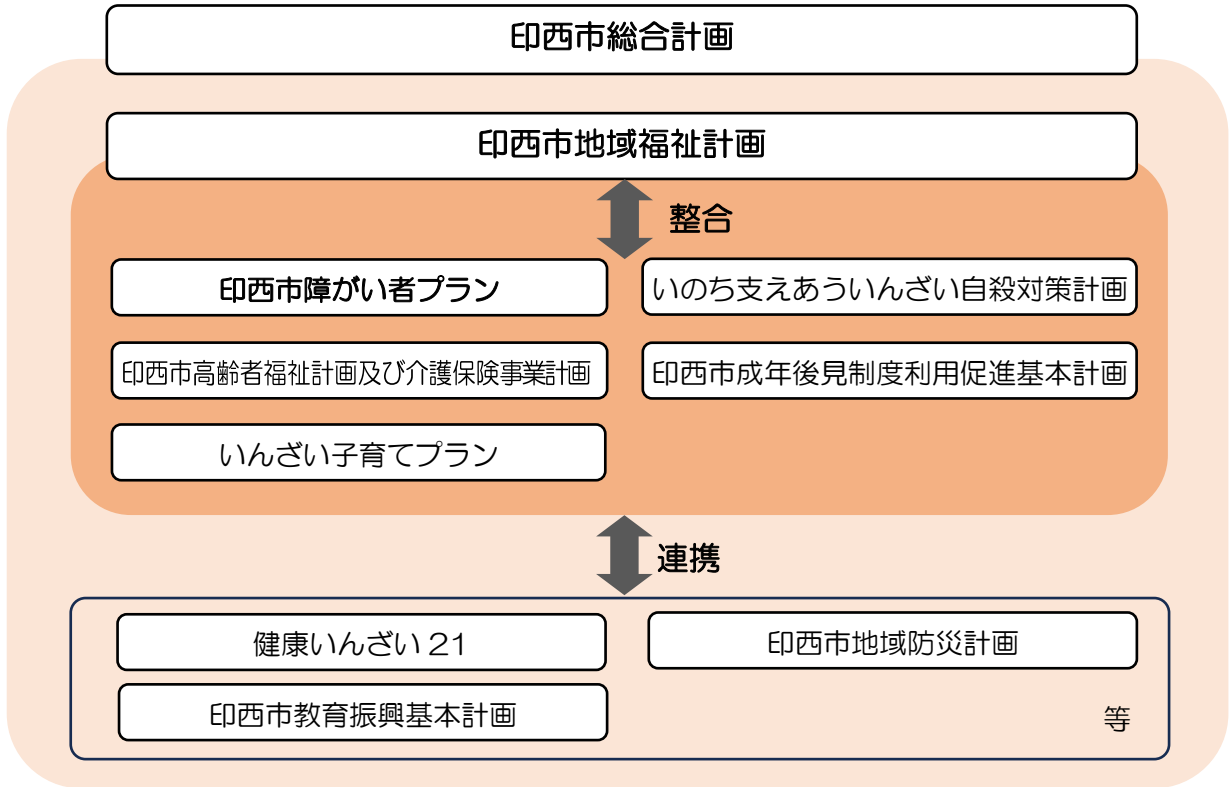
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第33条の20第6項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

②本市における各計画との整合

本計画は、上位計画となる「印西市総合計画」及び「印西市地域福祉計画」との整合を図り、策定しています。また、関連計画となる「印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」や「いんざい子育てプラン」等との整合を図りつつ、「健康いんざい21」「印西市地域防災計画」「印西市教育振興基本計画」等の諸計画とも連携します。



2 計画の期間

「第5次印西市障害者基本計画・第7期印西市障害福祉計画・第3期印西市障害児福祉計画」の計画期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

計画主体	計画名称	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	～
国	・ 障害者基本計画	第4次		第5次				第6次	
	・ 障害福祉計画 (基本指針)	第6期		第7期		第8期			
	・ 障害児福祉計画 (基本指針)	第2期		第3期		第4期			
千葉県	・ 障害者計画	第7次		第8次		第9次			
	・ 障害福祉計画	第6期		第7期		第8期			
	・ 障害児福祉計画	第2期		第3期		第4期			
印西市	総合計画	基本構想 ～2030(R12)年度							
		基本計画 第1次～2025(R7)年度				第2次～2030(R12)年度			
	印西市障がい者プラン	第4次		第5次				第6次	
		第6期		第7期		第8期			
		第2期		第3期		第4期			
	地域福祉計画	第4次				第5次			
	高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画	第8期		第9期		第10期			
いんざい子育て プラン	第2期				第3期				

3 計画の策定

【計画策定の体制】

庁内において関係各課との障がい者施策の調整、目標・事業量の設定等を行うほか、障がい福祉課において現行計画における事業等の実績状況を調査しました。

また、次のとおり、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

①印西市障がい者プラン（印西市障害者基本計画、印西市障害福祉計画及び印西市障害児福祉計画）策定委員会

学識経験のある者、障がいのある人の社会福祉事業または活動に携わる者等で構成することとし、全6回の委員会の開催をしました。

②庁内関係部署との調整（施策・事業の調整）

施策・事業に関連する庁内部署と適宜調整を行い、各所管計画との整合、障がい者施策の検討等を行いました。なお、計画策定作業等の事務局は障がい福祉課に設置しました。

【市民意見の把握】

策定及び会議の過程については、広報いんざいや市ホームページにて公表し、市民への周知を図るとともに、会議を公開として実施しました。また、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けるとともに、いただいた意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

①アンケート調査の実施

本市における課題の整理・把握を行い、今後目指すべき方向性を検討する基礎資料を得るため、障害者手帳所持者（18歳以上、18歳未満）及び非所持者（18歳以上・無作為抽出）並びに印西市内で障害福祉サービスを提供している事業所に対してアンケート調査を実施しました。

②パブリックコメントの実施

市民からの意見を計画に反映させるため、印西市障がい者プラン策定委員会において検討された印西市障がい者プラン（案）に対し、パブリックコメントを実施し、意見等を募りました。

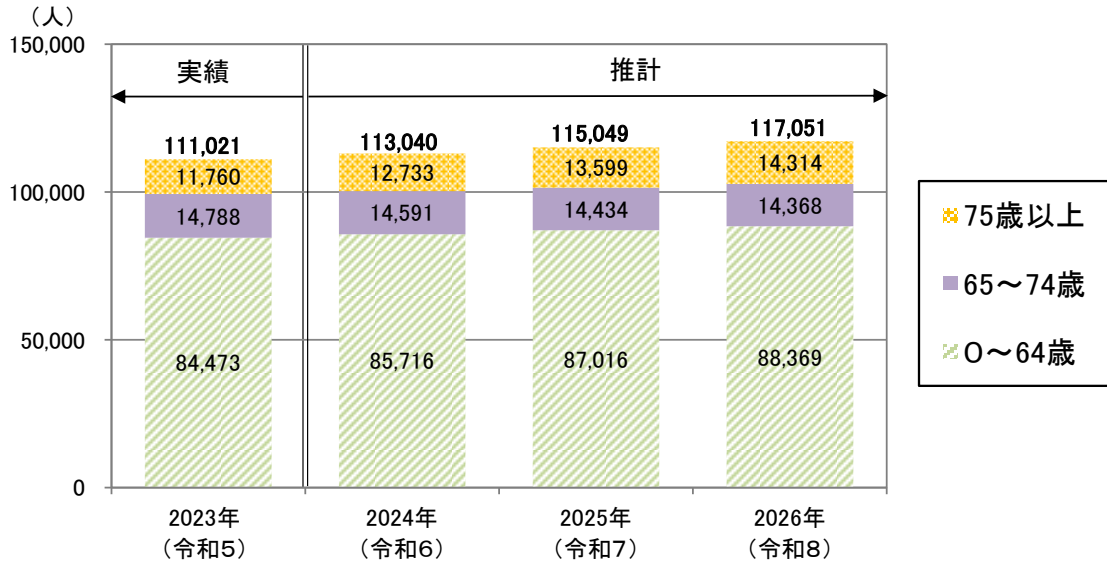
意見募集期間	2024（令和6）年1月5日（金）～1月18日（木）
意見提出数	10件（3人）

第2章

印西市の障がい福祉を取り巻く現状

1 人口推計

印西市の総人口は、本計画の期間中は増加傾向で推移することが予測されており、2026（令和8年）は117,051人程度になると推計されます。



出典：実績は、住民基本台帳（10月1日時点）
 推計は、2018（平成30）年～2023（令和5）年10月1日時点の人口をもとに、コーホート変化率法を用いた推計値

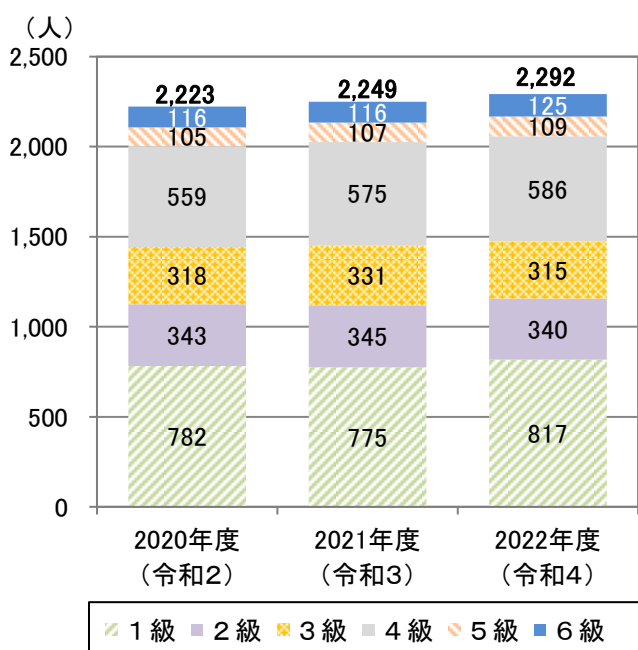
2 統計データからみる概況

(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は増加を続けており、2022（令和4）年度は 2,292 人となっています。1 級及び 2 級の重度の人が約 5 割を占めています。

（単位：人）

印西市	総数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
2020年度 (令和2)	2,223	782	343	318	559	105	116
2021年度 (令和3)	2,249	775	345	331	575	107	116
2022年度 (令和4)	2,292	817	340	315	586	109	125



身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた障がいに該当する場合に交付されます。

- ・ 視覚障害 1 級から 6 級
- ・ 聴覚障害 2 級から 4 級、6 級
- ・ 平衡機能障害 3 級・5 級
- ・ 音声・言語・そしゃく機能障害 3 級・4 級
- ・ 肢体不自由 1 級から 6 級
- ・ 内部障害 1 級から 4 級

出典：障がい福祉課
（各年度末時点）

【参考】千葉県身体障害者手帳所持者数

（単位：人）

千葉県	総数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
2020年度 (令和2)	178,653	64,353	26,166	26,441	43,582	8,663	9,448
2021年度 (令和3)	178,722	63,817	26,011	26,580	44,141	8,616	9,557
2022年度 (令和4)	177,883	63,319	25,634	26,519	44,272	8,517	9,622

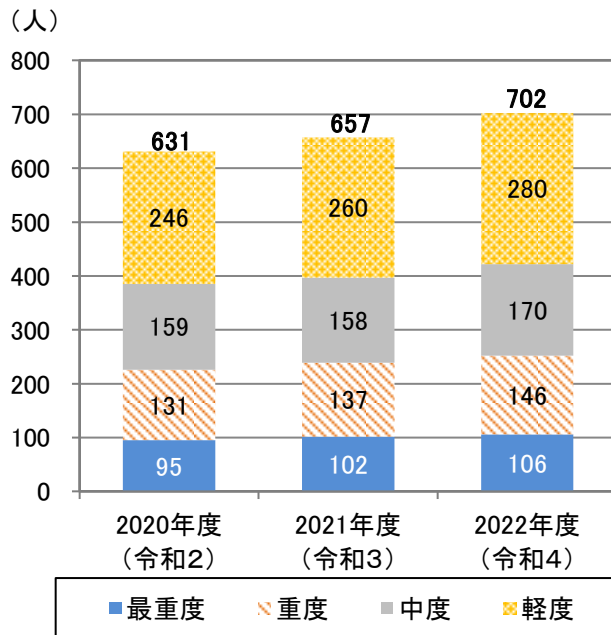
出典：千葉県統計

(2) 療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は増加を続けており、2022（令和4）年度は702人となっています。軽度になる程、増加数が多くなっています。

(単位：人)

印西市	総数	最重度	重度	中度	軽度
2020年度 (令和2)	631	95	131	159	246
2021年度 (令和3)	657	102	137	158	260
2022年度 (令和4)	702	106	146	170	280



療育手帳は、知的障がいのある人に交付されます。

- (1) 療育手帳には4つのランクがあります。
- Ⓐ (Aの丸囲み) 最重度
 - A 重度
 - B-1 中度
 - B-2 軽度
- (2) ランクは心理判定、医学判定、調査結果等を総合的に判断して決定します。

出典：障がい福祉課
(各年度末時点)

【参考】千葉県療育手帳所持者数

(単位：人)

千葉県	総数	重度	中度	軽度
2020年度 (令和2)	45,439	17,072	11,728	16,639
2021年度 (令和3)	46,851	17,651	12,118	17,082
2022年度 (令和4)	48,224	17,955	12,190	18,079

出典：千葉県統計

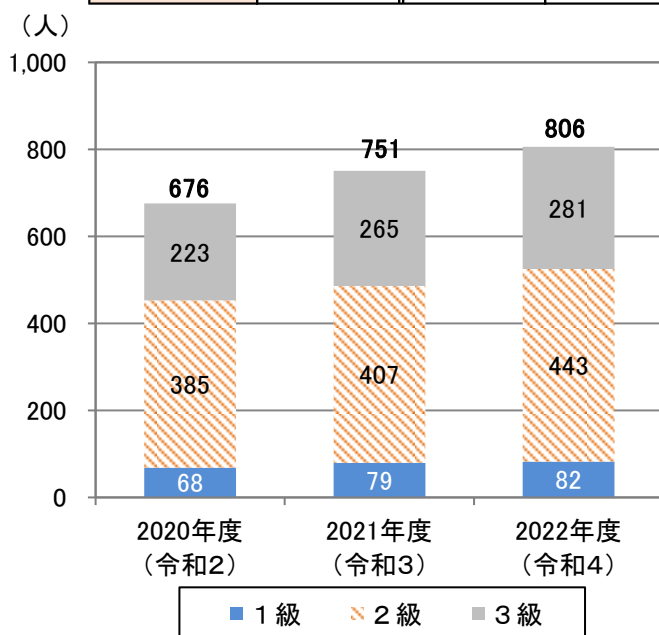
※表中、重度には最重度が含まれます。

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加を続けており、2022（令和4）年度は806人となっています。

（単位：人）

印西市	総数	1級	2級	3級
2020年度 (令和2)	676	68	385	223
2021年度 (令和3)	751	79	407	265
2022年度 (令和4)	806	82	443	281



精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患に該当し、6か月以上経過した場合に交付されます。近年の動向では次の対象者が増加傾向にあります。

（1級が最も重度です。）

- ・統合失調症
- ・うつ病、そううつ病等の気分障害
- ・てんかん
- ・薬物やアルコールの依存症
- ・高次脳機能障害
- ・発達障害

出典：障がい福祉課
（各年度末時点）

【参考】千葉県精神障害者保健福祉手帳所持者数

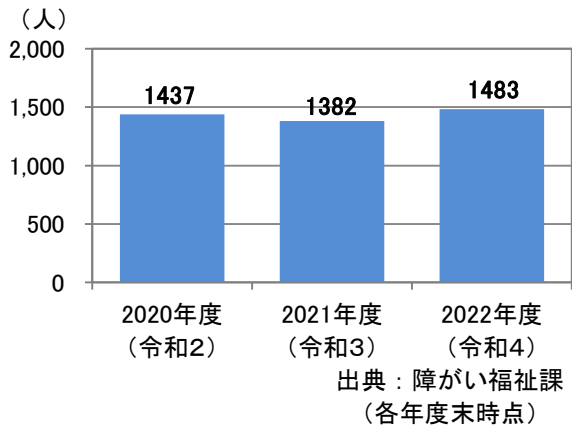
（単位：人）

千葉県	総数	1級	2級	3級
2020年度 (令和2)	54,662	7,144	32,033	15,485
2021年度 (令和3)	59,159	7,291	34,448	17,420
2022年度 (令和4)	63,805	7,388	36,982	19,435

出典：千葉県統計

(4) 自立支援医療（精神通院）受給者数

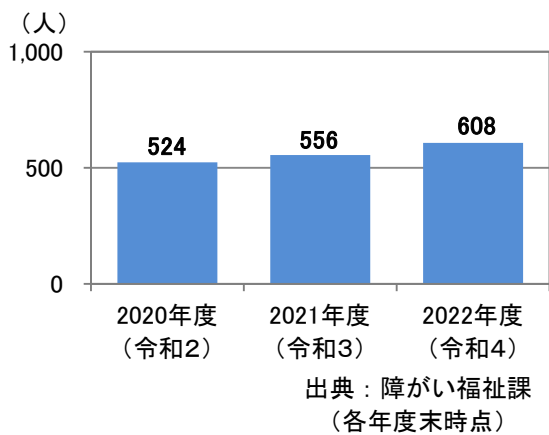
自立支援医療（精神通院）受給者数は増加を続けていたものの、2021（令和3）年度には減少に転じ、2022（令和4）年度では再び増加して1,483人となっています。



自立支援医療（精神通院）制度は、指定医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の自己負担が1割になる制度です。
精神障がいのため、通院による医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象となります。

(5) 障害福祉サービス等の支給決定者数

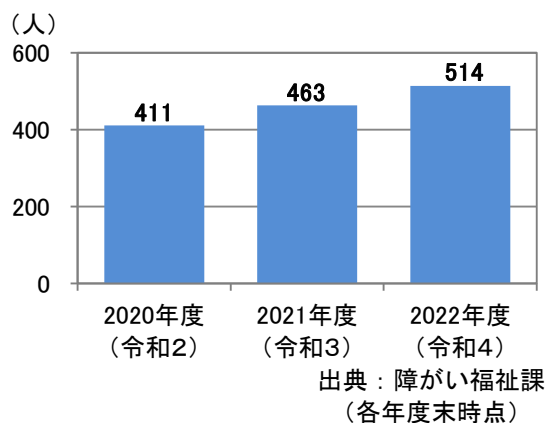
障害福祉サービス等の支給決定者数は増加を続けており、2022（令和4）年度には608人となっています。



障害福祉サービス等については、障害者総合支援法に基づく制度であり、障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給が決定されます。
(p. 81 参照)

(6) 障害児通所支援の支給決定者数

障害児通所支援の支給決定者数についても増加を続けており、2022（令和4）年度には514人となっています。



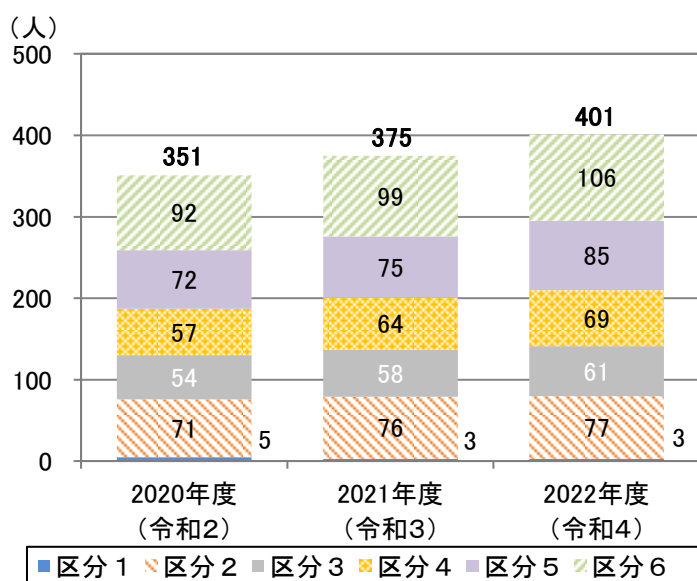
障害児通所支援は児童福祉法に基づく制度であり、心身に障がいまたは発達の遅れがある児童を対象に、通所または訪問により療育・訓練等の支援を行う制度のことです。(p. 81 参照)

(7) 障害支援区分の認定者数

総数は増加を続けており、2022（令和4）年度は401人となっています。また、2022（令和4）年度時点における区分ごとの人数で見ると、最も重度である区分6が106人で最も多く、次いで区分5が85人、区分2が77人となっています。

(単位：人)

印西市	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
2020年度 (令和2)	351	5	71	54	57	72	92
2021年度 (令和3)	375	3	76	58	64	75	99
2022年度 (令和4)	401	3	77	61	69	85	106



障害支援区分は、必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。

出典：障がい福祉課
(各年度末時点)

3 アンケート調査の概要

(1) アンケート調査の概要

【調査目的】

このアンケート調査は、本市の障がい福祉の実態を踏まえ、障害福祉サービスの現状と需要を把握するとともに、本市における課題の整理を行い、今後目指すべき方向性を検討する基礎資料を得るため、実施したものです。

【調査の対象者と配布・回収】

種類・対象者	配布数	有効回収数	有効回収率	【参考】 令和2年調査 有効回収率
①18歳以上の手帳所持者※	3,169	1,546	48.8%	45.6%
②18歳未満の手帳所持者※	293	154	52.6%	40.2%
③18歳以上の非手帳所持者 (無作為抽出)	2,138	938	43.9%	37.1%

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、1つ以上の手帳を持っている方を対象としています。

【調査方法と調査期間】

○調査方法

- ・郵送による配布・回収

※「18歳以上の非手帳所持者」のみ回収にはWEBを併用
(調査票に二次元コードを記載、専用ウェブサイトにて回答)

○調査期間

- ・2023(令和5)年2月1日(水)～2月21日(火) 全21日間

【調査結果の見方】

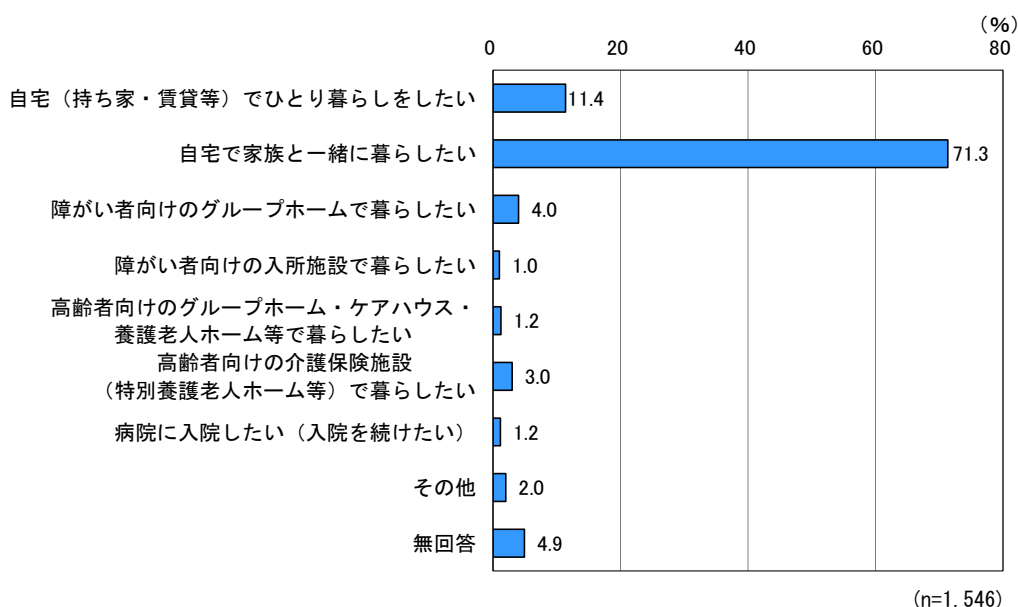
- ・代表的な設問のみ掲載しています。また、前回調査(2020(令和2)年実施)との比較が可能な設問については、グラフに前回調査の数値を掲載しています。
- ・図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
※上記は、事業所アンケートの調査結果(p.19～20)も同様

(2) アンケートの調査結果

【①18歳以上の手帳所持者】

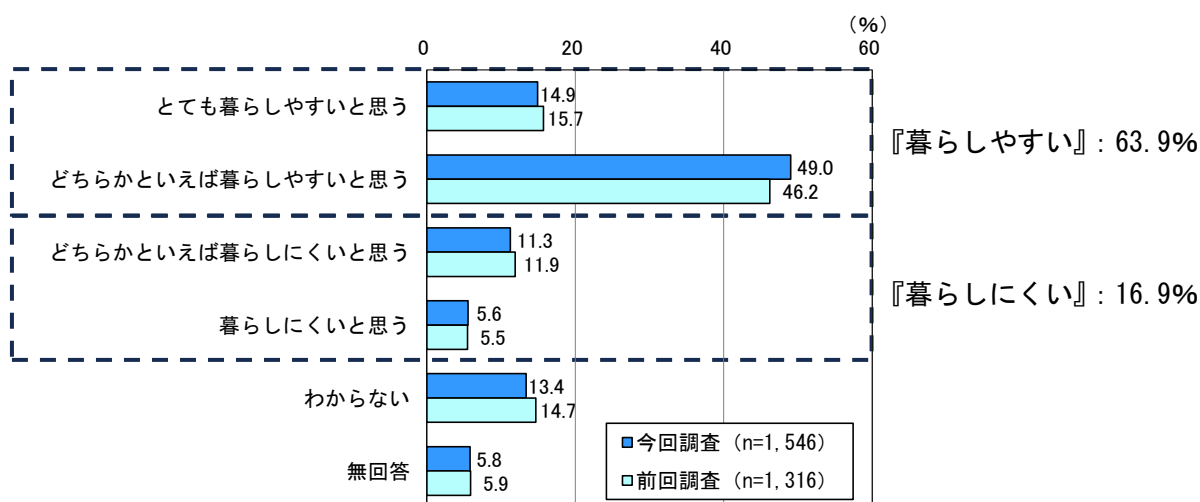
○今後3年以内にどのように暮らしたいか（単数回答）

「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が71.3%で最も高く、次いで「自宅（持ち家・賃貸等）でひとり暮らしをしたい」が11.4%、「障がい者向けのグループホームで暮らしたい」が4.0%の順となっています。



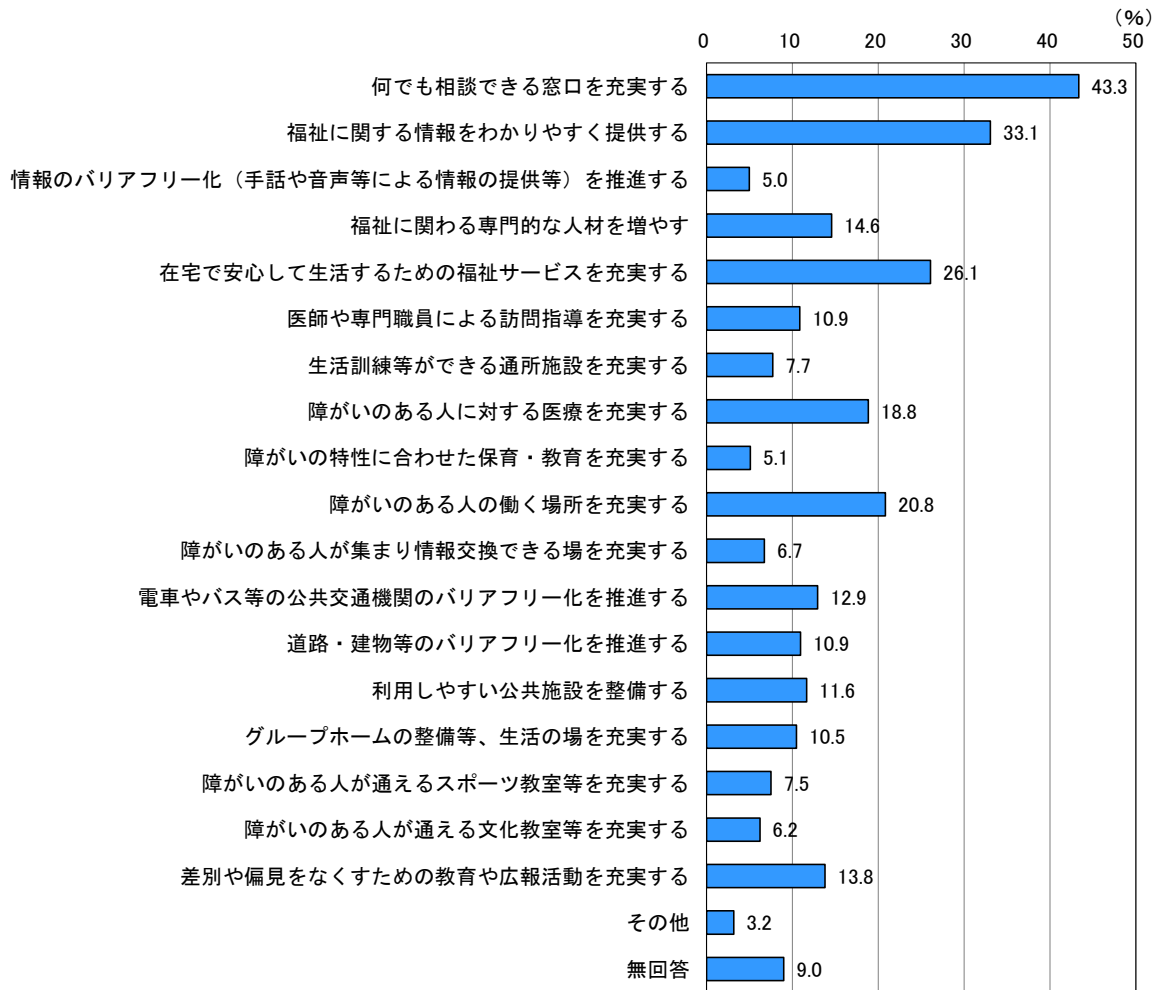
○印西市は暮らしやすいか（単数回答）

「とても暮らしやすいと思う」と「どちらかといえば暮らしやすいと思う」を合わせた『暮らしやすい』が63.9%、「どちらかといえば暮らしにくいと思う」と「暮らしにくいと思う」を合わせた『暮らしにくい』が16.9%となっています。



○暮らしやすいまちづくりのために希望すること（複数回答）

「何でも相談できる窓口を充実する」が 43.3%で最も高く、次いで「福祉に関する情報をわかりやすく提供する」が 33.1%、「在宅で安心して生活するための福祉サービスを充実する」が 26.1%の順となっています。

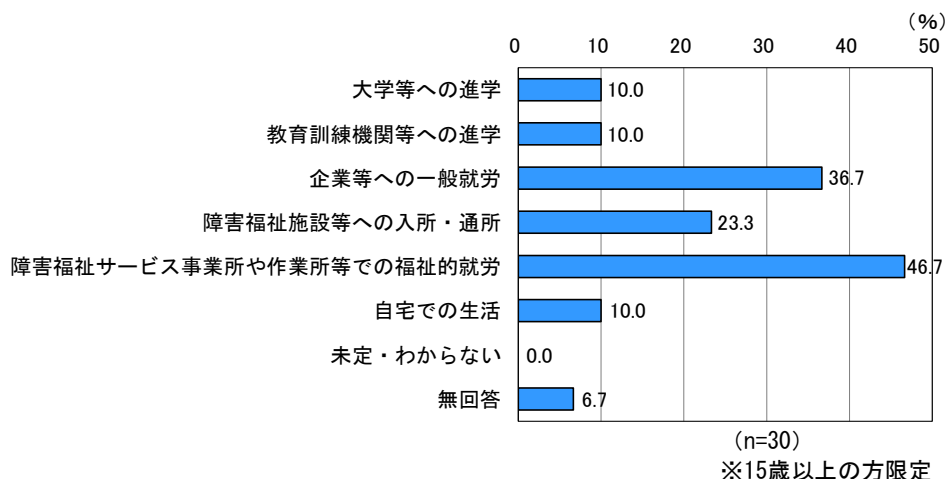


(n=1,546)

【②18歳未満の手帳所持者】

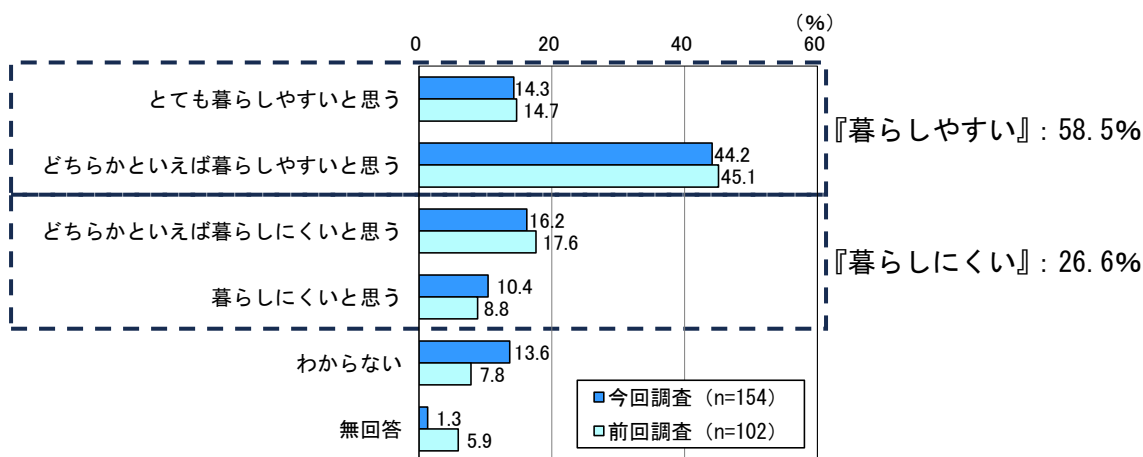
○将来、想定している進路（複数回答）

「障害福祉サービス事業所や作業所等での福祉的就労」が46.7%で最も高く、次いで「企業等への一般就労」が36.7%、「障害福祉施設等への入所・通所」が23.3%の順となっています。



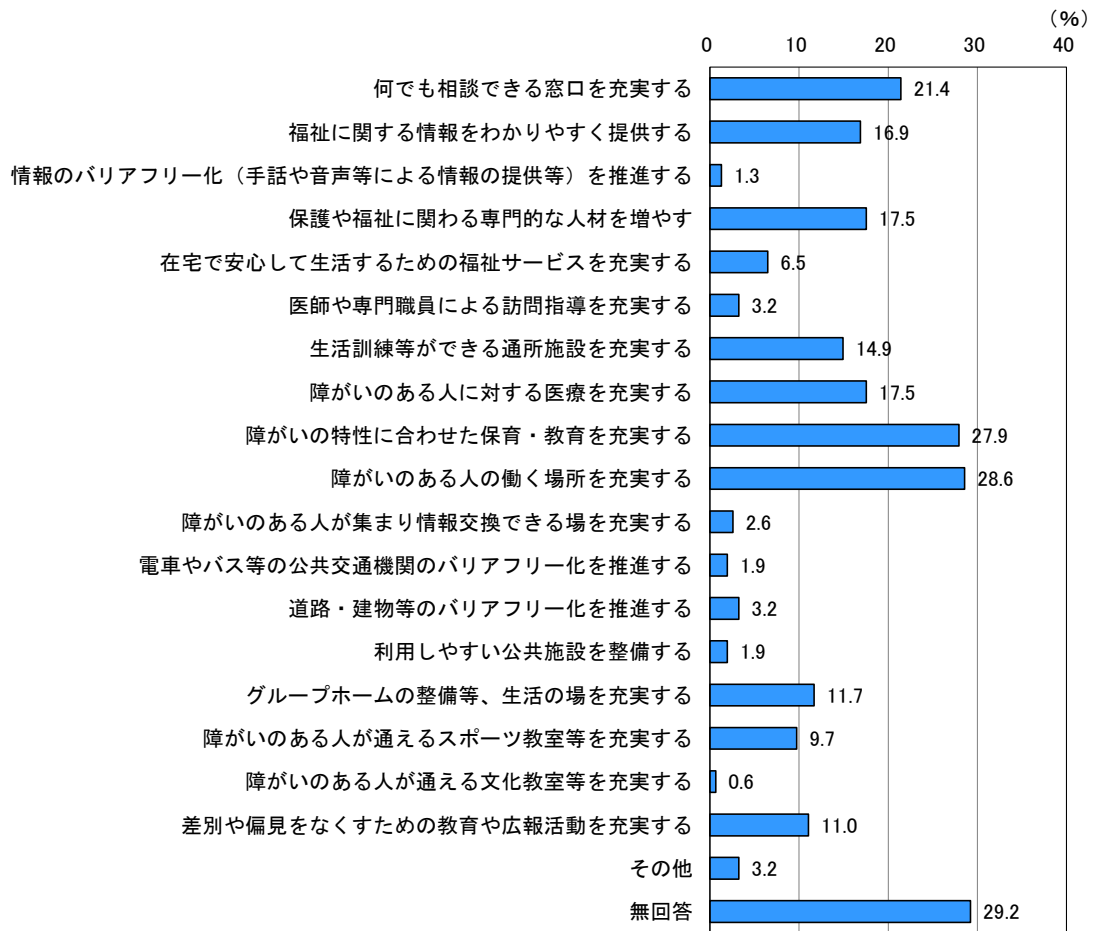
○印西市は暮らしやすいか（単数回答）

「とても暮らしやすいと思う」と「どちらかといえば暮らしやすいと思う」を合わせた『暮らしやすい』が58.5%、「どちらかといえば暮らしにくいと思う」と「暮らしにくいと思う」を合わせた『暮らしにくい』が26.6%となっています。



○暮らしやすいまちづくりのために希望すること（複数回答）

「障がいのある人の働く場所を充実する」が 28.6%で最も高く、次いで「障がいの特性に合わせた保育・教育を充実する」が 27.9%、「何でも相談できる窓口を充実する」が 21.4%の順となっています。

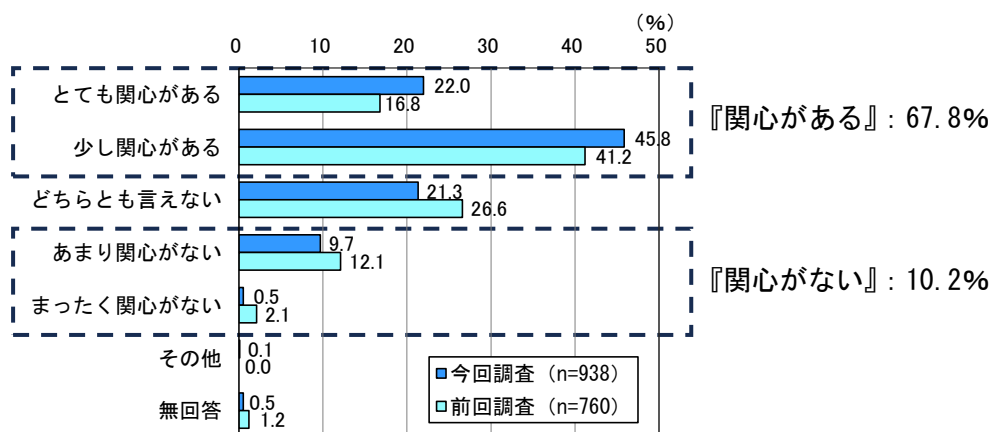


(n=154)

【③18歳以上の非手帳所持者】

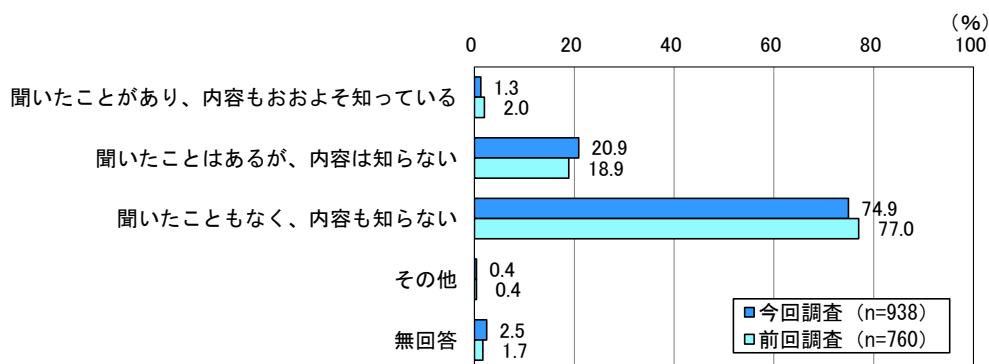
○障がい福祉についての関心の有無（単数回答）

「とても関心がある」と「少し関心がある」を合わせた『関心がある』が67.8%、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を合わせた『関心がない』が10.2%となっています。



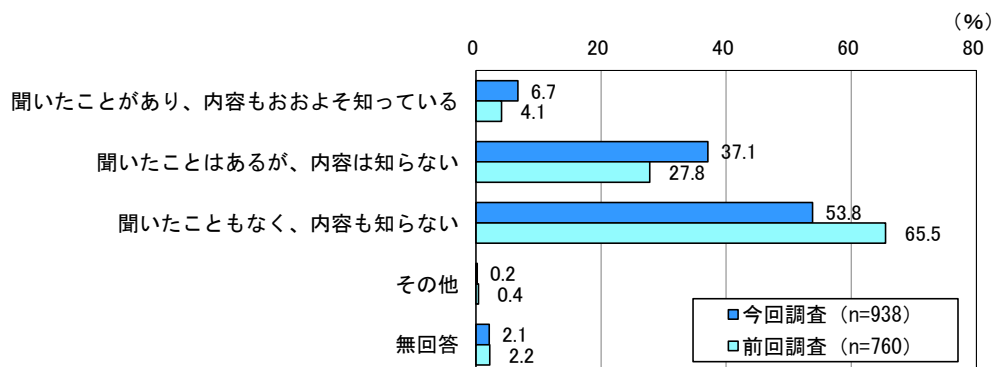
○印西市障がい者プランの認知状況（単数回答）

「聞いたこともなく、内容も知らない」が74.9%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が20.9%、「聞いたことがあり、内容もおおよそ知っている」が1.3%の順となっています。



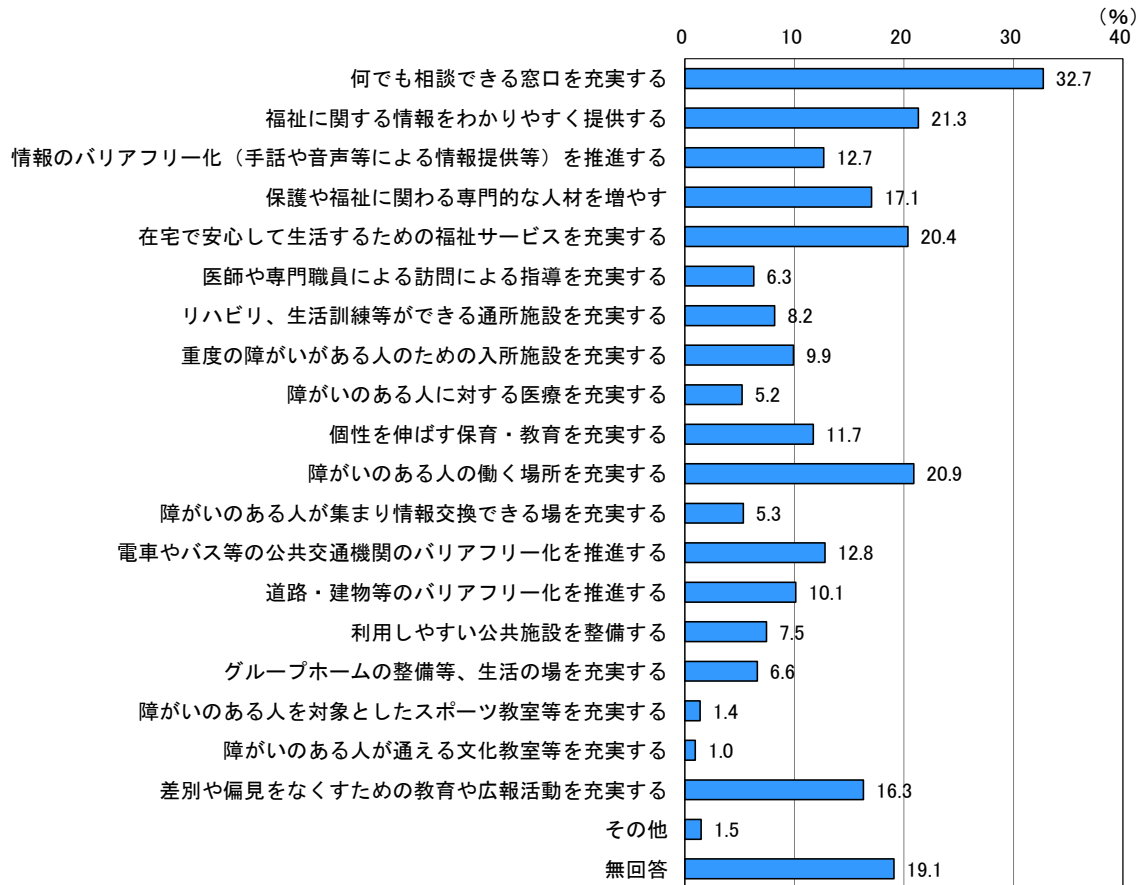
○障害者差別解消法の認知状況（単数回答）

「聞いたこともなく、内容も知らない」が53.8%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が37.1%、「聞いたことがあり、内容もおおよそ知っている」が6.7%の順となっています。



○障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするため、行政が力を入れるべきこと
(複数回答)

「何でも相談できる窓口を充実する」が 32.7%で最も高く、次いで、「福祉に関する情報をわかりやすく提供する」が 21.3%、「障がいのある人の働く場所を充実する」が 20.9%となっています。



(n=938)



提供：福祉作業所コスモス

(3) 事業所アンケート調査の概要

【調査目的】

事業所アンケート調査は、印西市内で障害福祉サービスを提供している事業所の視点から、障害福祉サービスの現状と需要を把握するとともに、本市における課題の整理を行い、今後目指すべき方向性を検討する基礎資料を得るため、実施したものです。

【調査期間】

2023（令和5）年2月8日（水）～3月6日（月） 全27日間

【調査方法】

WEB 調査により実施

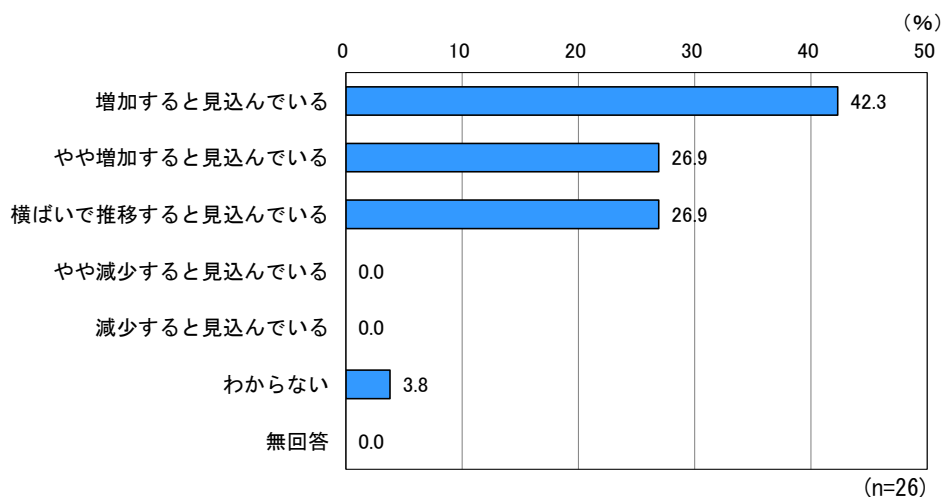
【調査の対象】

配布数	有効回収数	有効回収率
45	26	57.8%

(4) 事業所アンケートの調査結果

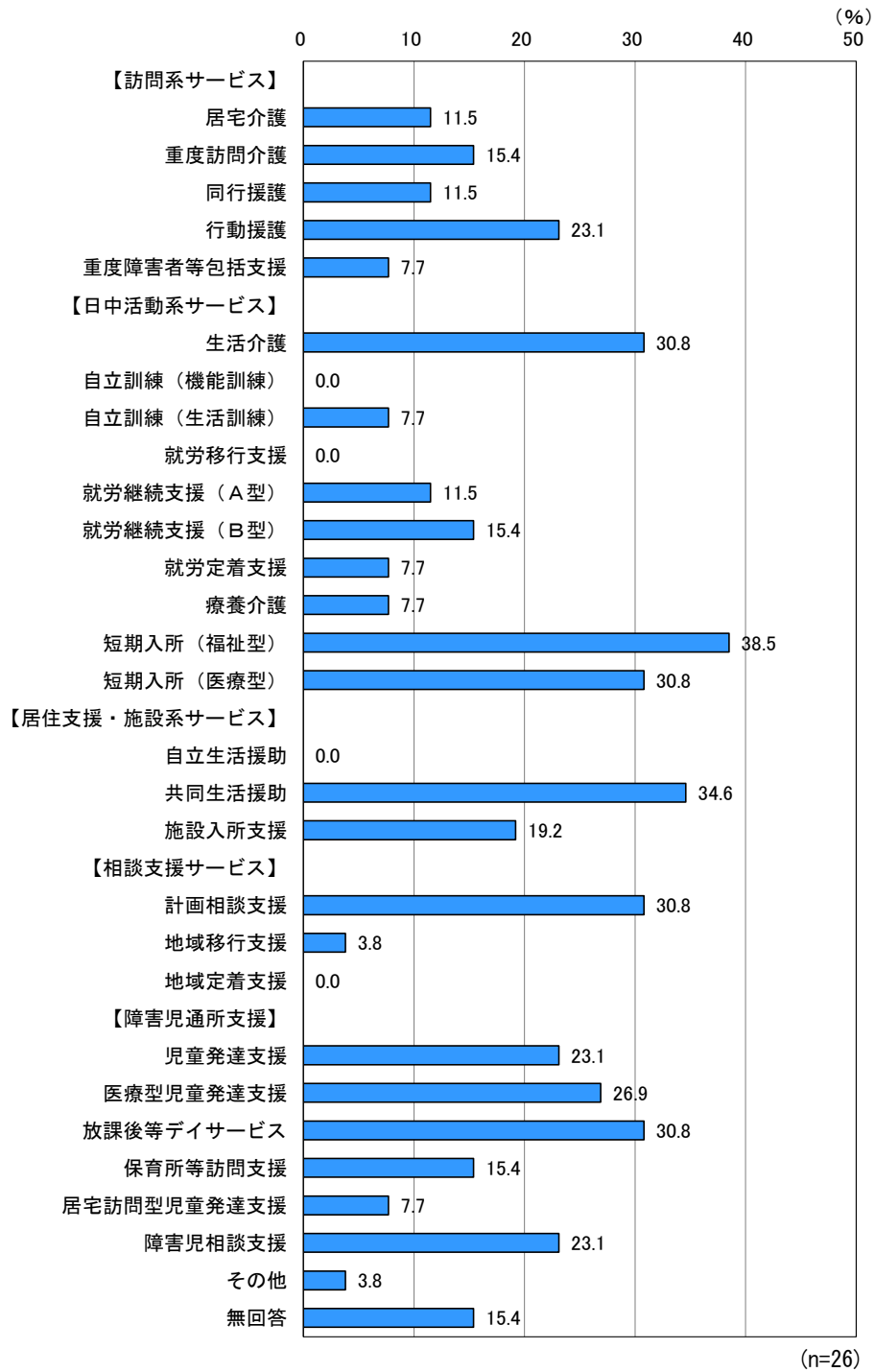
○今後の3年間にサービス利用を希望する人数の見込み（単数回答）

「増加すると見込んでいる」が42.3%で最も高くなっています。



○市内に不足している、または今後不足すると思われる障害福祉サービス（複数回答）

「短期入所（福祉型）」が38.5%で最も高く、次いで「共同生活援助」が34.6%、「生活介護」、「短期入所（医療型）」、「計画相談支援」、「放課後等デイサービス」がともに30.8%の順となっています。



第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

印西市障がい者プラン（第5次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）における基本理念は、「障害者の権利に関する条約」における目的及び「障害者基本法」における基本的理念を踏まえたこれまでの理念を踏襲し、次のように設定します。

《 基本理念 》

① 障がいのある人が地域でともに生きるしくみの構築

障がいの有無・種別・程度に関係なく、すべての人々を受け入れ包みこむことができる基盤が整った地域社会を目指します。

② 障がいのある人の心豊かで安定した日常生活の支援

障がいのある人が心豊かに安定した生活が送れるよう、日常生活を支援するとともに、一人ひとりのニーズと障がい特性に応じられるよう福祉サービスの量・質の充実を図ります。

③ 障がいのある人の社会参加や自己実現の促進

障がいがあることにより支援を必要としている方が、自立して、生きがいを持って暮らしていけるよう支援します。

《 将来像 》

地域社会で支えあい
誰もが自分らしく 安心して暮らせるまち

2 基本目標

基本目標 1 自立した生活の支援・意思決定の支援

障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、日常生活に関する様々な支援を行います。その一環として、障がいのある人に対する情報提供の体制を整備し、誰でも情報が得られる環境づくりを推進します。

また、生活・意思決定の支援をするため、各種相談業務の充実を図るとともに、市民への周知を行い、利用を促進します。

さらに、福祉活動の担い手となる NPO 法人、ボランティア、市民団体の活動を支援し、地域福祉の推進にも取り組みます。

基本目標 2 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現については、地域生活への移行や社会参加がより一層求められることから、市民、事業者、当事者を含めた、障がい福祉に関する意識啓発・周知を行うとともに、障がいのある人への偏見や差別の解消に対する取組、成年後見制度の利用促進等、権利擁護のための支援を充実します。

また、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、障がいのある人の社会参加を促進します。

基本目標 3 地域生活への移行支援・就労支援

地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援・促進するため、就労の機会づくりと定着・継続のための支援を行います。また、生活訓練等を通じて社会活動への参加の拡大を図り、障がいのある人の社会的自立を支援します。

基本目標 4 障がいのある子どもの成長支援

障がいのある子どもの包括的な支援体制の構築及び計画的なサービスの実施を図るため、障がい福祉、母子保健、子育て、保育、教育部署が連携を図り、相談機能を充実させるとともに、一貫した支援体制を整備します。また、個々の障がいに応じた適切な指導が受けられる療育機能を充実し、障がいのある子どもの成長を支援します。

基本目標 5 障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人の利用に配慮して、建築物・道路等既存の都市施設におけるバリアフリー化と、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

その中で、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる基盤整備として、地域生活を支えるグループホーム等の拡充に努めるとともに、印西市地域防災計画等に基づき、災害時避難行動要支援者支援体制の整備等、災害時、障がいのある人を支援する地域の仕組みづくりを推進し、生活を支える多様な機能の整備を図ります。

また、地域における保健・医療体制と各種保健事業の充実に努めます。



提供：いんば学舎・草深

3 施策の体系

将来像の実現に向けた「基本目標」「施策」「取組」の体系を示すと、以下のとおりです。


《 将来像 》

地域社会で支えあい 誰もが自分らしく 安心して暮らせるまち


基本目標 1 自立した生活の支援・意思決定の支援

施策 1 日常生活支援	▶ 取組 1 日常生活を支える福祉サービスの充実	p. 29
	▶ 取組 2 外出の支援	p. 31
	▶ 取組 3 経済的支援の推進	p. 33
	▶ 取組 4 意思疎通支援	p. 35
	▶ 取組 5 地域生活を支える体制の強化	p. 36
施策 2 情報の提供	▶ 取組 1 情報提供体制の充実	p. 37
	▶ 取組 2 情報アクセシビリティの推進	p. 39
施策 3 相談支援 	▶ 取組 1 相談業務の充実	p. 40
	▶ 取組 2 専門的な相談体制の充実	p. 40
施策 4 支援者の育成	▶ 取組 1 NPO法人・ボランティア等の育成・支援	p. 42
	▶ 取組 2 福祉人材の育成・支援	p. 43


基本目標 2 地域共生社会の実現に向けた取組

施策 1 周知啓発・福祉教育	▶ 取組 1 理解の促進・啓発活動の充実	p. 44
	▶ 取組 2 福祉教育の推進	p. 46
施策 2 権利擁護 	▶ 取組 1 権利擁護体制の強化	p. 47
施策 3 社会参加・地域活動	▶ 取組 1 生涯学習・スポーツ活動等の推進	p. 48
	▶ 取組 2 障害者団体の活動支援	p. 49


基本目標3 地域生活への移行支援・就労支援

施策1 就労支援 	▶ 取組1 障がいのある人の就労に向けた支援	p. 50
	▶ 取組2 企業等の雇用促進支援	p. 51
施策2 地域移行・継続支援	▶ 取組1 地域生活への移行及び継続の支援	p. 52

基本目標4 障がいのある子どもの成長支援

施策1 一貫した支援体制の整備 	▶ 取組1 相談体制の充実	p. 54
	▶ 取組2 療育体制の充実	p. 56
	▶ 取組3 学校等における支援の充実	p. 57

基本目標5 障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり

施策1 住みやすいまちづくり・災害対策 	▶ 取組1 住まいの支援	p. 59
	▶ 取組2 ユニバーサルデザインのまちづくり	p. 60
	▶ 取組3 災害等に備えた体制づくり	p. 61
施策2 保健・医療	▶ 取組1 健康づくり体制の充実	p. 62
	▶ 取組2 医療供給体制の充実	p. 64
	▶ 取組3 医療費の助成	p. 65

各論Ⅰ 障害者基本計画

- 基本目標 1 自立した生活の支援・意思決定の支援
- 基本目標 2 地域共生社会の実現に向けた取組
- 基本目標 3 地域生活への移行支援・就労支援
- 基本目標 4 障がいのある子どもの成長支援
- 基本目標 5 障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり



提供：マーブルハウス

基本目標1 自立した生活の支援・意思決定の支援

－ 施策の方向性－

障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、日常生活に関する様々な支援を行います。その一環として、障がいのある人に対する情報提供の体制を整備し、誰でも情報が得られる環境づくりを推進します。

また、生活・意思決定の支援をするため、各種相談業務の充実を図るとともに、市民への周知を行い、利用を促進します。

さらに、福祉活動の担い手となるNPO法人、ボランティア、市民団体の活動を支援し、地域福祉の推進にも取り組みます。

施策1 日常生活支援

- 障がいのある人の暮らしを支援するため、各種福祉サービスを提供します。また、安定したサービスの提供を図るため、事業者に対する支援を行います。
- 障がいのある人が利用しやすい公共交通機関や移動手段の確保に努めるとともに、外出時の移動支援を行います。
- 障がいのある人や保護者・介護者の経済的負担の軽減を図るとともに、各種制度の周知・啓発を行います。
- 障がいの種類に関わらず、誰もが自分の意思や情報を的確に伝達できるよう、意思疎通支援を行います。
- 障がいのある人やその家族を地域で支える体制を強化していきます。

取組1 日常生活を支える福祉サービスの充実

(1) 障害福祉サービス等の推進

〈障がい福祉課〉

－ 事業概要と現状 －

障害者総合支援法に基づく居宅介護、生活介護や短期入所等の介護給付及び就労移行支援、就労継続支援や共同生活援助等の訓練等給付、また児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス等の各種サービスの支給を行っています。

－ 事業実施の方針 －

引き続き、障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する事項を踏まえ、必要なサービスの支給が行えるよう各事業の推進を図ります。

(2) 地域生活支援事業の推進

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

障がいのある人が自立した日常・社会生活を営むことができるように、地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援及び訪問入浴等の事業を行っています。

― 事業実施の方針 ―

地域の実情に応じた効率的・効果的なサービスの提供が行えるよう各事業の推進を図ります。

(3) 住民参加型在宅福祉サービス

〈社会福祉協議会〉

― 事業概要と現状 ―

高齢者や障がいのある人、一人親世帯、乳幼児又は妊産婦のいる世帯等の在宅生活を支援するため、有償ボランティアによる継続的な家事援助等の「ゆうゆうサービス」や、ちょっとした困りごとを解消する「ワンコインサービス」を提供しています。

― 事業実施の方針 ―

サービスについて広く住民に周知し、利用者のニーズに応えられるよう、担い手となるボランティアの拡充に努めていきます。

(4) 生活を支援するための用具の給付

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

障がいのある人が日常生活を送るうえで、その障がいの特性に応じて必要な用具の購入等のための助成を行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、障がいの特性上必要となる補装具（失われた身体機能を補完・代替するための装具）及び日常生活用具（日常生活を容易にするための用具）の購入等に係る助成を行います。

(5) 緊急通報装置の設置

〈障がい福祉課・高齢者福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

身体障害者手帳の1、2級の交付を受け、かつ在宅で一人暮らしをしている人や65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯等に対し、緊急時の連絡のための通報装置を設置しています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、障がいのある人や高齢者の不安解消のため、事業の周知を図り、必要な人に設置を行います。

(6) 事業者への支援

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

市内で、新たに障害福祉サービスを提供しようとする社会福祉法人・NPO法人等に対し、施設の整備や受け入れ体制に関わる補助（一部）を行っています。

― 事業実施の方針 ―

今後も、障害福祉サービスを提供する社会福祉法人等に対し、施設整備に関わる補助を行い、グループホームの運営に係る費用や最重度の強度行動障害のある人を受け入れ支援する事業者に対し、補助金の交付を行います。

また、社会情勢の変化により事業継続が困難とならないよう、情報共有体制の整備や必要な支援について検討していきます。

(7) 配食サービスの推進

〈障がい福祉課・高齢者福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

障がいのある人または高齢者のみの世帯、もしくは障がいのある人と高齢者のみで構成される世帯に対し、栄養バランスのとれた食事（夕食に限る）を提供するサービスを行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、利用者の食生活を実際に把握している事業者と連携し、利用者のニーズに corres 応するサービスを提供します。

取組2 外出の支援

(1) ふれあいバスの利便性向上

〈交通政策課〉

― 事業概要と現状 ―

ふれあいバスの路線、運行時刻及び車両等について、利用者の要望を踏まえながら検討し、利便性の向上に努めています。

また、2017（平成29）年度より、ふれあいバス全6ルートを運行するすべての車両が、障がいのある人や高齢者に優しいノンステップバスとなっています。

― 事業実施の方針 ―

障がいのある人や高齢者が安心して利用できるよう、利用者の要望を踏まえながら、引き続き利便性の向上に努めます。

(2) 外出支援サービスの推進

〈障がい福祉課・高齢者福祉課〉

— 事業概要と現状 —

医療機関への通院、公共施設の利用等のために、介助なしで公共交通機関を利用することが困難な方（主に要介護認定者）に対して、送迎サービスを提供しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、外出における支援が必要な方に対し、サービスの提供を行います。

(3) 福祉カーの貸与・車いす対応車両の貸出〈障がい福祉課・高齢者福祉課・社会福祉協議会〉

— 事業概要と現状 —

心身に障がいのある人及び高齢者が積極的に外出できるよう、リフト付きワゴン車を貸出しています。また、社会福祉協議会では車いす対応車両の貸出も行っています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、心身に障がいのある人及び高齢者が、社会参加等で積極的に外出ができるように、対象車両の貸出を行います。

(4) 福祉タクシー

〈障がい福祉課・高齢者福祉課〉

— 事業概要と現状 —

重度の心身障がいのある人や要介護1以上の要介護認定者を対象に、福祉タクシー利用券を交付し、乗車料金の一部を助成しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、対象者に乗車料金の一部を助成し、負担の軽減を図ります。

取組 3 経済的支援の推進

(1) 障害福祉サービスの利用者負担及び負担軽減措置

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

① 利用者負担の月額上限の設定（介護給付事業、訓練等給付事業）

障がいのある人の属する世帯の収入等に応じて、月額負担額の上限が設定されています。

② 高額障害福祉サービス費の負担軽減

同世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合等、合算した額が月額負担額の上限を超えた際に、高額障害福祉サービス費を支給します。また、一定の要件を満たす場合に介護保険サービスの利用者負担（一部）に対する高額障害福祉サービス費を支給します。

③ 入所施設利用者への補足給付

本人または保護者（利用者本人が 20 歳未満の場合）の所得階層により、食費や光熱水費の一部が減免されます。

④ 通所施設等の食費負担の軽減

通所施設、ショートステイ、児童発達支援、医療型児童発達支援等の利用者の所得階層により、食費の人件費相当分が公費負担となります。

⑤ グループホーム入居者への家賃助成

グループホームに入居する非課税世帯に属する人に対し、家賃の一部を助成します。

⑥ 施設への通所に係る交通費助成

施設通所に係る交通費の一部を助成します。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、支給要領に沿って利用者負担軽減措置を実施します。

(2) 低所得者の利用者負担軽減対策事業

〈高齢者福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

ホームヘルプサービスを利用していた障がいのある人が介護保険の対象となり、訪問介護サービスを利用することとなった場合、低所得者に対する利用負担の軽減を図ります。

― 事業実施の方針 ―

担当課間での対象者の情報共有を図り、今後も制度の周知を図っていきます。

申請に基づき対象者であるかを確認・決定し、認定証を交付します。また、事業者等へ認定証を提示し、認定証に記載された内容に基づき利用料の軽減を行います。

(3) 各種福祉手当

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

① 特別障害者手当

在宅で生活している著しい重度の心身障がいのある人で、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に対し、手当を支給します。

② 障害児福祉手当

在宅で生活している重度の障がいのある人（児）で、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の方に対し、手当を支給します。

③ ねたきり身体障害者及び在宅重度知的障害者福祉手当

在宅でねたきりとなっている身体に障がいのある人及び重度の知的障がいのある人、またはその人を介護している方に手当を支給します。

④ 特別児童扶養手当

中度以上の身体・知的・精神に障がいのある 20 歳未満の児童を扶養する父母または養育者に手当を支給します。

⑤ 心身障害者扶養年金

心身の障がいにより独立して自活することが困難な方を扶養している方が毎月一定額の掛金を納めることにより、扶養者に万一のことがあった場合、後に残された心身に障がいのある人に一定額の年金を給付します。

⑥ 特定疾患見舞金

千葉県が発行している特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療券受給者証又は先天性血液凝固因子障害等受給者証を所持し治療を受けている方、またはその保護者に対し、見舞金を支給します。

— 事業実施の方針 —

引き続き、対象者に手当等を支給し、負担の軽減を図ります。

(4) 租税公課等の減免

〈課税課〉

— 事業概要と現状 —

① 税の控除（特別障害者控除、障害者控除）

本人または同一生計配偶者、もしくは扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を所持する場合、所得税及び市・県民税が減額となる場合があります。

また、前年の合計所得金額が 135 万円以下（給与所得者の年収に直すと 204 万 4 千円未満）であった人は市・県民税はかかりません。

② 軽自動車税の減免

本人または生計をともにする方が軽自動車を所有し、障がいのある人のために使用する場合には 1 台分の軽自動車税が減免されます。

— 事業実施の方針 —

- ① 特別障害者控除額、障害者控除額を市・県民税の算定において所得から差し引きます。
- ② 軽自動車を所有し、障がいのある人のために使用する場合は軽自動車税の減免を実施します。

(5) その他

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

① 自動車税の減免【千葉県自動車税事務所】

障がいのある人または生計をともにする方が自動車を所有し、障がいのある人のために使用する場合には 1 台分の自動車税が減免されます。

② 運賃等の割引【各交通事業者】

各種障害者手帳の所持者は、鉄道運賃、航空運賃、有料道路通行料金の割引が受けられる場合があります。

自動車税の減免や運賃等の割引等各種手帳所持者の方が利用できる制度について、広報いんざい、市ホームページ、障がい福祉のしおりを活用する等して積極的な情報提供を行っています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、各種手帳所持者が利用できる制度について積極的な情報提供を行います。

取組 4 意思疎通支援

(1) 手話通訳者等の派遣

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

聴覚に障がいがある人に対し、日常生活及び社会生活を営むために必要な手話通訳者または要約筆記者を派遣しています。

— 事業実施の方針 —

手話通訳などが必要な人に対し、必要な場面での円滑な意思疎通の支援ができるよう努めていきます。

(2) 手話通訳者の設置

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

市役所に手話通訳者を設置し、手話通訳業務や手話通訳者等の派遣についてコーディネートを行うとともに、聴覚に障がいのある人の相談支援を行っています。

— 事業実施の方針 —

手話通訳者の設置に努め、手話通訳が必要な人の意思疎通支援を行います。

(3) 聞こえについての支援

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

携帯型のヒアリングループシステムを貸し出し、団体活動において、補聴器などを使用している人の聞こえについての支援を行っています。

— 事業実施の方針 —

貸出を行い、難聴者の意思疎通を支援します。

(4) 手話ができる人材の育成

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

手話奉仕員を養成すること等により、聴覚障がいについての知識や理解を深めていただくとともに、手話ができる人材を育成しています。

— 事業実施の方針 —

各種講座を行い、手話ができる人材を育成していきます。

取組 5 地域生活を支える体制の強化

(1) 地域生活支援拠点

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がいのある人やその家族の緊急事態への対応を図るため、基幹相談支援センターや短期入所、共同生活援助などにより支援する地域生活支援拠点を整備しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう努めていきます。

(2) 地域自立支援協議会

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、印西市地域自立支援協議会を設置し、生活・相談部会では支援者向けの各種研修や情報交換を行い、その他精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議なども実施しています。また就労支援部会では就労に向けた各種イベントや市役所ロビーに各障害福祉事業所が販売している物品を展示し、販売促進の支援を行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、障がいのある人や、そのご家族が地域で安心して生活していくための課題について協議し、各種事業の実施や事業所間等の連携を図り、障がい福祉のシステムづくりを推進していきます。

施策2 情報の提供

－ 施策の目標 －

- 障がいの有無に関わらず、誰もが必要な情報を手に入れることができるよう、幅広い情報を的確に入手できる体制を構築します。
- 情報媒体の拡充を図り、障がいのある人が必要とする様々な情報の提供を行います。

取組1 情報提供体制の充実

(1) 「広報いんざい」の情報内容の充実

〈秘書広報課〉

― 事業概要と現状 ―

障がい福祉の情報源として、障がいのある人に関する制度や取組、相談会等の情報をわかりやすく表現する等、障がい福祉課と連携し「広報いんざい」の情報内容の充実を図っています。

― 事業実施の方針 ―

障がい福祉の情報源として、担当課と連携しながら掲載情報の充実を図ります。

(2) 市ホームページの充実

〈秘書広報課〉

— 事業概要と現状 —

積極的な情報発信が行えるよう、職員に対しホームページ操作研修を実施し、掲載情報の充実に努めています。

— 事業実施の方針 —

継続的な情報発信が行えるよう、操作研修を定期的 to 実施し、各課等に積極的な情報発信を働きかけます。

(3) 福祉サービスに関わる情報提供の充実

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

障がい福祉のしおりを作成し、福祉サービス等の内容や利用にあたっての手続き等について、積極的に情報提供を行っています。

また、精神保健福祉に関する窓口、制度、精神疾患に対する対応・予防や近隣の障害福祉事業所を記載したパンフレットの発行や、乳幼児期から大人になるまでの相談機関、利用できる事業所等をまとめたガイドを発行しています。

その他、福祉サービスの内容や手続きについて、広報いんざい、市ホームページや窓口等で、障がい福祉のしおりを活用する等して積極的に情報提供を行っています。

— 事業実施の方針 —

今後も福祉サービスの内容や手続きについて、広報いんざい、市ホームページ、窓口等で積極的に情報提供を行います。

また、障がい福祉のしおり等において、二次元コードを活用して、市ホームページ等の媒体から各種情報が得られるよう整備するとともに、視覚に障がいのある人が利用できるよう音声コード等の活用を努めます。

(4) 情報共有体制の強化

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

市及び関係機関、市内サービス事業者等の連携により、相談情報やサービス情報の一元管理を進めるとともに、関係機関による情報の共有を図り、必要な情報がどこでも入手できる体制を整備しています。

市関係各課や基幹相談支援センター等と相談業務について情報を共有し、連携を図っています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、関係機関や市内サービス事業所等と情報共有を進めるとともに、関係各課や基幹相談支援センター等と情報を共有し、相談事業においても連携を図ります。

取組2 情報アクセシビリティの推進

(1) 市ホームページによる情報伝達手段の工夫

〈秘書広報課〉

― 事業概要と現状 ―

やさしい日本語機能、文字の拡大や音声読み上げにより、高齢者や視覚に障がいのある人に配慮した情報提供に努めています。

― 事業実施の方針 ―

各課等からの情報発信は、ページの見やすさ、情報量、検索のしやすさ等に配慮するよう働きかけます。

(2) 市立図書館の障がいに対応する資料の充実とそれにアクセスするための体制づくり〈生涯学習課〉

― 事業概要と現状 ―

図書館では、拡大読書器の設置等、障がいのある人に配慮した備品の貸出や大活字本等の資料提供を行っています。また、障がいのある人に向けて、無料で資料の宅配や録音資料の郵送を行うとともに、窓口では筆談による対応や、館内で利用できる老眼鏡の貸出を行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、備品の貸出や資料の提供を行います。また、非来館型サービスとして電子書籍による情報提供を行い、サービスの拡充を図ります。



提供：マーブルキッズ

施策 3 相談支援



- 施策の目標 -

- 障がいのある人の「悩み」に対応できる相談窓口の充実を図るとともに、専門的な職員の配置や各種相談機関との連携を行います。
- 障がいのある人自身の取り巻く状況を踏まえ、一人ひとりの状況に応じた支援や情報提供を行います。

取組 1 相談業務の充実

(1) 福祉総合相談窓口の設置

〈社会福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

福祉総合相談窓口の設置により、組織を超えた横断的な支援体制の構築を推進し、どこに相談してよいかわからない方への案内及び情報提供を行っています。

― 事業実施の方針 ―

制度・分野を超えた包括的な福祉総合相談窓口業務の充実を図ります。

取組 2 専門的な相談体制の充実

(1) 相談機関の連携強化と情報の共有

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

相談支援関係機関が連携を図り、情報を共有することにより、各種ケースに応じた相談を行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、個々のケースに対し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、必要な福祉サービスや支援を総合的にマネジメントできる体制を整備します。

(2) 市民相談の実施

〈市民活動推進課〉

― 事業概要と現状 ―

日常生活における悩みや問題について、専門的な知識や経験を持つ相談員から、相談者が自ら解決するための助言及び他の相談機関の情報等を受けられる機会を提供することを通じて市民生活の向上に資することを目的とし、市民相談を実施しています。

― 事業実施の方針 ―

毎月定期的に、法律相談（弁護士）、市民生活相談（司法書士・税理士）、人権よろず相談（人権擁護委員）等を実施します。

また、車いす等の方でも利用しやすいよう、会場の確保に留意します。

(3) 基幹相談支援センターの設置

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、24時間いつでも相談に対応できる体制を整備しています。

― 事業実施の方針 ―

年々相談件数は増加しているため、今後も専門的及びきめ細かな相談支援ができるよう、体制を整備していきます。

(4) 指定特定相談支援事業所等の連携

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

市内各指定特定相談支援事業所の相談員の連絡会を開催し、事例検討などの研修会や情報交換を行うことにより相談員の質の向上や連携体制の構築を図っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、連携が図れるよう支援していきます。

施策 4 支援者の育成

- 施策の目標 -

- NPO 法人・ボランティア等の育成を図るとともに、地域に根ざした福祉活動を支援します。
- 新たな福祉人材の確保を図るため、障がい福祉の魅力について周知、啓発を行います。

取組 1 NPO法人・ボランティア等の育成・支援

(1) ボランティア養成講座の開催

〈社会福祉協議会〉

— 事業概要と現状 —

音訳ボランティア養成講座、生活支援サポーター養成講座、ボランティア入門講座、傾聴ボランティア養成講座、子ども夏休み体験講座等を開催し、様々なボランティアを養成しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、ボランティアニーズに応えるようなボランティア養成講座を開催し、地域福祉活動の担い手であるボランティアを多世代にわたり発掘、育成します。

(2) ボランティア情報の提供

〈社会福祉協議会〉

— 事業概要と現状 —

ボランティアセンターでは、ボランティア連絡協議会を構成する個人ボランティア・ボランティア団体に対して、ボランティア情報の提供やボランティアの交流支援に努めています。

また、ボランティア活動の啓発を目的とした「いんざい福祉まつり」を開催しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、様々な世代の市民に対して、ボランティア活動を促進できるよう、多様な媒体を活用して情報提供に努めます。

(3) ボランティア活動の支援

〈社会福祉協議会〉

— 事業概要と現状 —

ボランティアセンターでは、ボランティア登録の際にボランティア保険の掛金の一部を負担しています。また、登録団体に対し、千葉県地域ぐるみ福祉振興基金を財源にボランティアの活動助成を行っています。

個人ボランティア、団体で構成されるボランティア連絡協議会が実施する研修会、交流会等の活動に対し支援しています。

また、ボランティアの交流、活動の発表の場として「いんざい福祉まつり」を開催しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、ボランティア活動を促進するため、ボランティアセンターの機能充実、ボランティア連絡協議会との連携、情報提供、情報共有、活動資金の助成を行います。

(4) 市民活動の支援と情報提供

〈市民活動推進課〉

— 事業概要と現状 —

市民活動支援センターにおいて情報の収集・提供を行うとともに、協働事業の推進や、「公益信託まちづくりファンド」による資金面の支援により、市民活動を支援しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、市民活動支援センターにおいて情報の収集・提供を行うとともに、市民活動推進委員会の運営、「公益信託まちづくりファンド」を実施し、市民活動を支援します。

(5) NPO法人設立の支援

〈市民活動推進課〉

— 事業概要と現状 —

市民活動支援センターにおいて、相談の場や事務手続きのノウハウ等を提供することで、市内におけるNPO法人の設立に対して積極的な支援・調整を行っています。

— 事業実施の方針 —

今後も引き続き、市民活動支援センターにおいて、相談の場や事務手続きのノウハウ等を提供し、市内におけるNPO法人の設立に対して積極的な支援・調整を行います。

取組2 福祉人材の育成・支援

(1) 福祉人材の確保・定着

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

事業所や先進自治体等からの情報収集を行い、人材確保状況の現状把握に努めています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、福祉人材の確保・定着に向けて、支援のあり方を検討します。また、教育現場や障害福祉事業所等と協力して障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組みます。

基本目標2 地域共生社会の実現に向けた取組

- 施策の方向性 -

地域共生社会の実現については、地域生活への移行や社会参加がより一層求められることから、市民、事業者、当事者を含めた、障がい福祉に関する意識啓発・周知を行うとともに、障がいのある人への偏見や差別の解消に対する取組、成年後見制度の利用促進等、権利擁護のための支援を充実します。

また、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、障がいのある人の社会参加を促進します。

施策1 周知啓発・福祉教育

- 施策の目標 -

- 広報・啓発活動を推進し、障がいや地域福祉に関する理解を促進します。
- 学校や各種機関と連携し、児童・生徒をはじめ、市民の福祉意識の醸成を図ります。

取組1 理解の促進・啓発活動の充実

(1) 市民に対する障がい福祉への理解促進

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

各種講座やアートフェス等の実施を通じて、市民の障がい福祉への理解促進に努めています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、障がいの理解を深める講座等を実施し、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会の実現を目指します。

(2) 社会福祉協議会の広報活動の充実

〈社会福祉協議会〉

— 事業概要と現状 —

「ふくし印西」や社会福祉協議会のホームページを活用して地域福祉に関する情報を提供しています。「ふくし印西」は、新聞折込のほか、行政の出先機関窓口や福祉関係機関窓口へ配付し、ホームページへの掲載も実施しています。

市内小学校児童に「福祉の耳よりだより（ふくみみ）」を配布し、福祉情報の啓発を行うことで福祉教育に努めます。

また、視覚に障がいのある人に対して音訳したものをCDへ録音し配付しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、様々な世代の市民に対して、地域福祉に関する理解を促進できるように様々な媒体を活用して情報提供に努めます。

(3) 障害者差別解消法・障害者虐待防止法の周知

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

「障がいのある人への対応ガイドブック」を作成し、市職員と障害者団体への配布を行っているほか、市内小中学生に対し、理解促進のためのパンフレットの作成及び配布を行い、市職員や一般市民、事業所等を対象に研修会等も実施しています。

また、障がいのある人に対する虐待を未然に防ぐため、ホームページによる障害者虐待防止法の周知及び関係事業所への研修会等を実施しています。

— 事業実施の方針 —

今後も、定期的かつ継続的に研修会等を開催することで、障がい者差別の解消や虐待防止についての周知、理解促進を図り、障がいの有無に関わらず、お互いを尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指します。

(4) 人権擁護の推進

〈市民活動推進課〉

— 事業概要と現状 —

市民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員の活動を支援し、人権擁護に関する啓発等を実施しています。

— 事業実施の方針 —

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等様々な人権問題に対し、人権啓発や人権教室等を通して人権擁護の推進を図っていきます。

取組2 福祉教育の推進

(1) 小中学校における特別支援教育の推進

〈指導課〉

― 事業概要と現状 ―

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育を推進しています。

― 事業実施の方針 ―

障がいのある児童生徒について、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、活用するとともに、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じた合理的配慮の提供を適切に行うよう努めます。

また、障がいのある幼児、児童生徒との交流、及び共同学習や高齢者の方々との交流の充実に努めます。同じ地域で生活する障がいのある児童生徒への理解を深めるため居住地校交流を推進します。

その他、社会科や総合的な学習の時間での福祉に関する学習の充実に努めるほか、認知症サポーター講座やパラリンピック教室等外部講師を招いた学習にも取り組み、障がい者理解を促進します。

(2) 出前講座による福祉教育

〈生涯学習課〉

― 事業概要と現状 ―

市民の健康・福祉への関心は極めて高いことから、出前講座メニュー拡充のため関係課へ積極的に働きかけています。

― 事業実施の方針 ―

障がいのある人への理解を深めるため、引き続き出前講座メニューとして、「障害者差別解消法理解促進講座～障がいのある人への接し方を学ぼう～」を開設するとともに、今後も関係課と協議しながら、障がいに関する講座メニューの拡充と周知に努めます。



施策2 権利擁護

- 施策の目標 -

- 障がいのある人が安心して生活を送ることができるよう、権利擁護のための支援を充実します。
- 障がいのある人に対する差別・偏見を無くすため、各種機関と連携し、市民に対する周知・啓発を行います。
- 障がいのある人に対する虐待を防止するための体制強化を図ります。

取組1 権利擁護体制の強化

(1) 日常生活自立支援事業

〈社会福祉協議会〉

— 事業概要と現状 —

高齢者や障がいのある人の在宅生活を支援するため、金銭管理、財産保全、福祉サービス利用援助を行っています。

— 事業実施の方針 —

今後も利用者が増えていくと見込まれる中、地域で安心して生活するために、事業の周知、相談体制の充実、生活支援員の拡充に努めます。

(2) 千葉県障害者差別禁止条例の周知

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

千葉県が制定した「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の市民への周知を図るとともに、県と歩調を合わせながら、障がいのある人に対する差別の防止に努めています。

— 事業実施の方針 —

誰もが平等で暮らしやすいまちを目指し、差別の解消に努めます。

(3) 印西市障がい者虐待防止センターの設置及び周知

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

本市では、2013（平成25）年度に障がい者虐待防止センターを設置し、翌年には、「いんば障害者相談センター」に委託し24時間対応の相談体制を整備しています。

— 事業実施の方針 —

虐待防止のため相談しやすい場所としてより広く住民に周知し、引き続き相談事業を実施します。

基本目標2 地域共生社会の実現に向けた取組

(4) 成年後見制度の利用支援及び促進〈障がい福祉課・高齢者福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会〉

― 事業概要と現状 ―

2023（令和5）年度に中核機関の機能を備えた成年後見支援センターを設置し、制度の周知や専門職による相談会の実施、研修会の開催、市民後見人養成講座の開催等を行っています。また市長による申立てや後見人等への報酬助成等により、成年後見制度の利用支援を行っています。

― 事業実施の方針 ―

成年後見支援センターと関係各課が連携し、ネットワークの強化を図るとともに、成年後見制度の利用支援及び促進に努めます。

施策3 社会参加・地域活動

－ 施策の目標 －

- 障がいのある人自らが参加することにより、心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、生涯学習、スポーツ活動等の機会を提供します。
- 市内の障害者団体に対し、経済的支援、情報提供等を通じて、その活動支援を行います。

取組1 生涯学習・スポーツ活動等の推進

(1) 生涯学習活動の推進

〈生涯学習課〉

― 事業概要と現状 ―

生涯学習に関わる講演会等において、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、障がいのある人でも気軽に参加できるよう支援しています。

また、図書館のイベント等においても、障がいのある人でも気軽に参加できるよう筆談等の必要な支援をしています。

― 事業実施の方針 ―

今後も継続して利用支援及び促進に努めます。

(2) 障がいのある人のスポーツ振興

〈スポーツ振興課・障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

障がいの有無に関わらず気軽に楽しむことができるニュースポーツの紹介・普及活動を実施しています。千葉県障害者スポーツ大会の周知及び参加者の取りまとめを行い、大会に市職員が同行しています。

— 事業実施の方針 —

障がいのある人が利用しやすいように、障がいのある人のスポーツ参加を促します。また、千葉県障害者スポーツ大会についてPRを行い、参加の促進に努めます。

取組2 障害者団体の活動支援

(1) 障害者団体の育成・支援

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

障害者団体の活性化と自立した活動を支援するため、市内障害者団体で構成される印西市障害者団体連絡協議会が主催するイベントの情報提供や活動費用の助成等を行っています。

— 事業実施の方針 —

今後も障害者団体及び障害者団体連絡協議会に対し、情報提供や活動費用の助成を行います。

(2) 福祉活動の拠点

〈社会福祉課〉

— 事業概要と現状 —

印西市地域福祉センター、印西市草深ふれあい市民センター及び印西市牧の原地域交流センター等、地域の福祉活動の拠点となっている施設の適切な維持・管理を行うとともに、障害者団体やボランティア、福祉活動を行う市民団体の活動の場として施設を提供しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、地域の福祉活動の拠点となる施設の適切な維持・管理等を行い、福祉活動を行う市民団体等の活動の場として提供します。

(3) ふれあいの機会の発信

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

障がいのある人達との交流の機会を持ちたい方が、どこでその機会を得られるのか情報が取得しにくい状況となっています。

— 事業実施の方針 —

市内において各種イベント等を開催します。市のホームページ等を活用してそのような情報を集約し、交流機会の発信を検討します。

基本目標3 地域生活への移行支援・就労支援

- 施策の方向性 -

地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援・促進するため、就労の機会づくりと定着・継続のための支援を行います。また、生活訓練等を通じて社会活動への参加の拡大を図り、障がいのある人の社会的自立を支援します。

施策1 就労支援



- 施策の目標 -

- 就労を希望する障がいのある人への就労活動の支援を行います。
- 障がいのある人の就労を促進するため、関係機関との連携を強化するとともに、企業にも障がいのある人の雇用を働きかけます。

取組1 障がいのある人の就労に向けた支援

(1) 障害者就労支援相談員の設置

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

専任の就労支援相談員を配置して、就労を希望する障がいのある人の個別ニーズを把握し、就業率の向上に努めています。

就労支援相談員は、障害者就業・生活支援センター等と連携し、個別相談、会社や就労施設への同行のほか、就労可能な障がいのある人にはハローワーク成田を中心に求人情報の提供や定着支援、企業開拓支援等、幅広い活動により就労につなげています。

— 事業実施の方針 —

ふれあいサポートセンターいんざいにおいて、専属の障害者就労支援相談員を置き、引き続きサポートを必要とする就労希望者の個別のニーズを把握し、就業率の向上に努めます。

また、障がいのある人の職業的自立を支援するため、就労に関する相談や必要な情報の提供、企業や公共機関等に雇用促進の働きかけを行い、就労活動の支援をします。

(2) 障がい者雇用の促進

〈人事課〉

― 事業概要と現状 ―

本市では、障がいのある人の雇用を促進し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた法定雇用率の達成に努めています。

また、障がいのある人の活躍を持続的に推進するため、その活躍の場を拡大する取組を不断に実施する等、自律的なPDCAサイクルを確立できるよう「障害者活躍推進計画」を策定しています。

― 事業実施の方針 ―

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業者として障がいのある人の適正な雇用の確保に努めます。

また、障がいのある人の特性や個性に応じた能力を発揮できることを目指すため、「障害者活躍推進計画」のもと、職員全員が働きやすい職場となるよう取り組みます。

(3) 就労に関するイベント

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

障がいのある人の就労を支援するため、求職者と求人企業を結ぶ企業説明会を開催しています。

また、障がいのある人のよりよい生活や就労を促進するため、「お仕事発見フェア」や「お仕事応援フェア」等のイベントを開催しています。

― 事業実施の方針 ―

障がいのある人の就労を支援するため、地域自立支援協議会就労部会において年度ごとに策定する事業計画に基づき、就労促進に関する各種イベントを開催します。

取組2 企業等の雇用促進支援

(1) 優先調達推進

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

市の関係各所に障害者就労支援施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めています。

― 事業実施の方針 ―

市の障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針の内容を調達実績とともに公表します。

(2) ハローワークとの連携

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

ハローワークと連携し、障がい者雇用を検討している企業と就労希望の障がいのある人との面接会を行っています。

― 事業実施の方針 ―

今後も引き続き、面接会などを行い、障がいのある人の雇用を進める企業を支援していきます。

施策2 地域移行・継続支援

－ 施策の目標 －

■地域移行を進めるため、社会活動への参加の拡大を図るとともに、社会的自立のための支援を行います。

取組1 地域生活への移行及び継続の支援

(1) 社会的自立に向けた支援

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

ふれあいサポートセンターいんざいにおいて、生活訓練を行い、社会活動への参加の拡大を図り、障がいのある人の社会的な自立の支援を行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、事業を継続し、障がいのある人の社会活動への参加の拡大を図ります。

また、関係各所と連携し、精神的な理由等により通所が困難な人の把握に努め、訪問型の生活訓練により社会活動への参加につなげます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

地域共生社会の理念のもと、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域自立支援協議会を中心として関係機関と重層的に連携し、医療、障がい福祉や介護、企業や地域、教育等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めます。

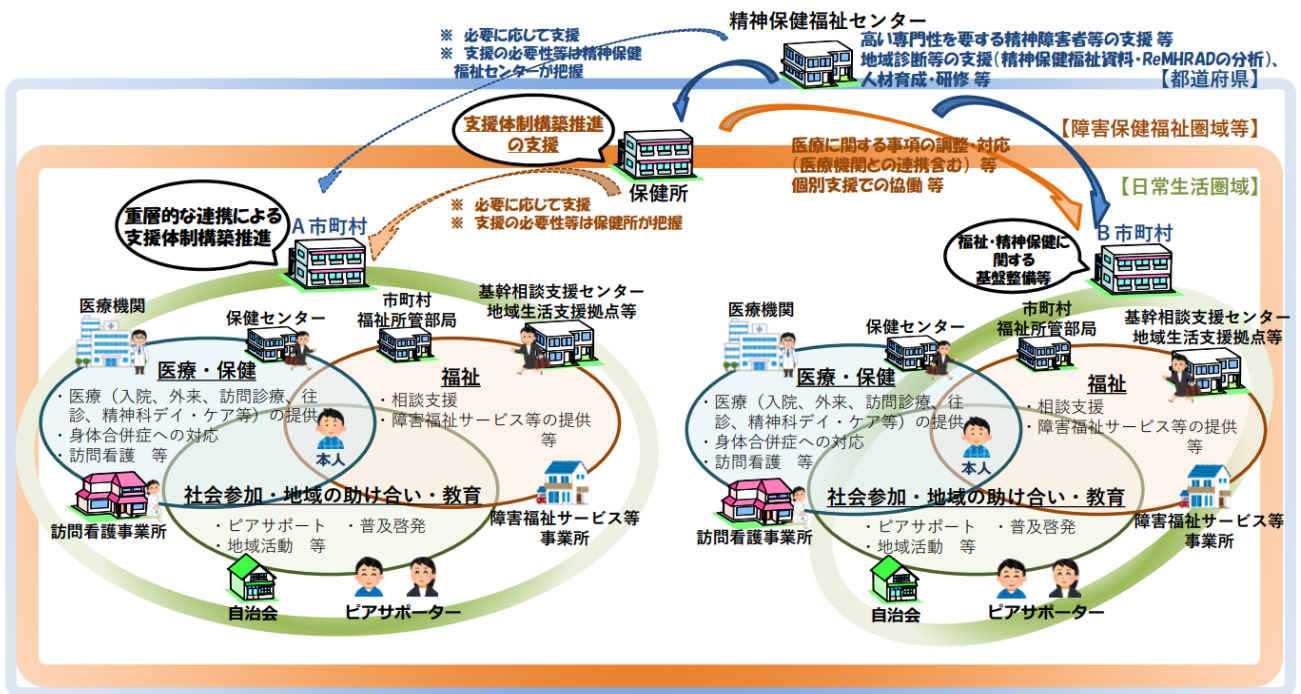
― 事業実施の方針 ―

継続的に関係機関や当事者、家族等との協議を進めていきます。

～精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築とは～

精神に障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

精神障がいにも対応したこのような地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。



出典：厚生労働省 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書（2021）より ※一部修正

基本目標4 障がいのある子どもの成長支援

- 施策の方向性 -

障がいのある子どもの包括的な支援体制の構築及び計画的なサービスの実施を図るため、障がい福祉、母子保健、子育て、保育、教育部署が連携を図り、相談機能を充実させるとともに、一貫した支援体制を整備します。また、個々の障がいに応じた適切な指導が受けられる療育機能を充実し、障がいのある子どもの成長を支援します。

施策1 一貫した支援体制の整備



- 施策の目標 -

- 関係機関のネットワーク化を図るとともに、乳幼児から学校卒業後の就労期に至るまでの相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもに対し、障がいの状況に応じた適切な教育ができる体制を充実します。

取組1 相談体制の充実

(1) 育児・相談の充実

〈健康増進課〉

— 事業概要と現状 —

健診を通して乳幼児の身体的・精神的発達状況をスクリーニングし、医療・検査等を早期受診することで、必要な支援・サービスを紹介することができるよう事業を継続しています。各種健診の受診率はすべて高い水準を維持しています。

— 事業実施の方針 —

各種相談・健診を実施し、身体的・精神的発達をスクリーニングすることで、乳幼児の健康の保持増進及び育児不安の軽減に努めます。また、未受診者への勧奨通知による積極的な受診勧奨により、受診率の向上を図ります。

(2) 子ども発達センターでの相談の充実

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

児童発達支援センターとして、子どもの成長や発達の心配についての相談を受け、各専門職がアドバイスを行うとともに、幼稚園や保育園への巡回相談の実施及び保健センターや教育関係機関との連携を図っていきます。また、障害児通所支援などを利用する際の相談、各種福祉サービスの情報提供を行うなど、心身の発達に遅れのある児童への一貫した支援体制の充実に努めています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、各種相談事業（発達相談・小児神経相談・作業療法相談・運動発達相談・言語聴覚相談・巡回相談・障害児相談支援・一般相談）の充実に努めます。

（3）利用者支援事業の充実

〈子育て支援課〉

— 事業概要と現状 —

子育てへの不安や悩みを解消し、安心して子育てができることを目的に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、様々な子育て支援サービスの利用にあたってサポートを行っています。また、子育て支援課に利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）を配置し、窓口や電話での相談のほかに児童館及び子育て支援センター等の子育て支援施設等において子育て移動相談を行っています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、必要に応じ関係機関と連携を図り、子育て家庭に対して様々な子育て支援サービスの利用に向けたサポートを行います。また、子育て世代包括支援センターにおいて、伴走型相談支援を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目の無いきめ細やかなサービスを提供します。

（4）地域子育て支援拠点事業の充実

〈子育て支援課〉

— 事業概要と現状 —

少子化や核家族化が進む中、子育てへの孤立化や育児不安を防ぎ、子育てを身近な地域で支えていくため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行っています。

— 事業実施の方針 —

地域の中で不安や悩みなく楽しく子育てができるよう、子育てに関する相談・助言等の体制の強化を図るとともに、身近な地域で子育て中の親同士が情報交換を行うことができる子育て親子の交流の場の提供を進めます。

(5) 家庭児童相談の充実

〈子育て支援課〉

― 事業概要と現状 ―

子どもが心身ともに健やかに育つよう、子どもと家庭の問題についての相談に応じます。0歳から18歳未満の子どもに関する悩みや心配事について、家庭相談員が相談者の気持ちを聴きながら一緒に考えます。

― 事業実施の方針 ―

子どもや家庭に関する問題や不安について適切な助言・支援ができるよう、関係機関と連携し、相談事業の充実を図ります。

取組2 療育体制の充実

(1) 障害児通所支援事業の充実

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

障がいのある子どもが、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、社会との交流促進のための専門的な支援を受けられるよう、児童発達支援・放課後等デイサービス等の提供を行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、障がいの状況や様々なニーズ等に応じて、適切な指導ができるよう療育体制の充実を図ります。

また、ライフステージに沿った、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(2) 療育関係機関の連携強化

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

乳幼児期から高等学校卒業時期までのサポート体制を強化するために、地域自立支援協議会を中心に子ども発達センター、保健センター、指導課、保育課、子育て支援課及び障がい福祉課が相互に連携し、情報の共有と協働した取組の推進により、地域における療育体制を強化しています。

また、「いんざいこどもサポートガイド」を発行し、障がいのある子どもが成長する過程で利用できる様々なサービスの紹介を行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、関係機関との連携協力を行います。また、内容の見直しを図りながら「いんざいこどもサポートガイド」を発行します。

取組3 学校等における支援の充実

(1) 保育における障がいのある子どもの受け入れ体制の充実

〈保育課〉

― 事業概要と現状 ―

年々、障がいのある子どもの保育所等の入園申し込みが増えています。加配保育士や看護職の確保が難しく、入園の対応に苦慮しています。

市民が安心して子どもを出産し育てていけるよう、多様な保育サービスの展開や良好な保育環境づくりを進めていくとともに、障がいのある子どもの受け入れ体制の整備、また、経済的、精神的負担の軽減等、子育て家庭への適切な支援体制を図っています。

― 事業実施の方針 ―

障がいの理解を深める講演会や研修会に参加する等、適切な保育ができるよう体制の充実に努めます。

(2) 学童保育における障がいのある子どもの受け入れ体制の充実

〈保育課〉

― 事業概要と現状 ―

年々、障がいのある子どもの学童保育の利用が増えており、指導員も対応に苦慮しています。障がいの理解を深める講演会や研修会に参加し、適切な保育の提供に努めていく必要があります。

― 事業実施の方針 ―

就労等により保護者が家庭にいない児童等に向けて、授業終了後に適切な遊びと生活の場を提供する学童保育において、障がいのある子どもの受け入れ体制を整備します。

(3) 特別支援教育の支援体制づくり

〈指導課・学務課〉

― 事業概要と現状 ―

共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進を支える学校体制づくりに努めています。

― 事業実施の方針 ―

特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、校内委員会の機能を活かしつつ、関係機関と連携した支援体制を整備します。また、学校の要望や特別な支援を必要としている児童生徒の状況等を踏まえ、学習指導員や介助員を学校に配置し、個に応じた学習支援や生活支援の充実に努めます。

地域における支援体制を強化するため、印西市特別支援連携協議会において、5課(教育委員会指導課、健康増進課、保育課、子育て支援課、障がい福祉課)担当者会議を開催し、情報共有及び連携を図ります。

(4) 学校等と関係機関の連携・協力

〈指導課〉

― 事業概要と現状 ―

障がいのある幼児・児童生徒への指導・支援について、関係機関や教育資源を有効に活用し、教育内容や方法の工夫・充実に努めています。

― 事業実施の方針 ―

特別支援学校のセンター的機能等を活用して、特別支援学級や通級指導教室における学習活動・自立活動の指導の充実に努めます。

幼児教育においては、子育てや暮らしの在り方が多様化していることから、保育分野と連携しながら、幼稚園での保育の取組や家庭及び小学校との連携を図ります。

また健康増進課や保育課、子育て支援課、障がい福祉課、子ども発達センター、その他関係機関及び県教育委員会の特別支援アドバイザー、医療機関等と連携し、幼児・児童生徒の障がいの状況や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に努めます。

(5) 教育相談活動の充実

〈指導課〉

― 事業概要と現状 ―

児童生徒やその保護者、学校や教職員が抱える障がいに関する悩み等に対応するため、教育相談体制の充実に努めています。

― 事業実施の方針 ―

学校では特別支援教育コーディネーターを相談窓口とし、合理的配慮に関する合意形成に努めるとともに、必要に応じてスクールカウンセラーにつなげる等、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援に努めます。

教育委員会では定期的に学校を巡回訪問し、児童生徒の状況を把握するとともに、教育相談室や子ども相談室を開室し、専門の相談員や指導主事が電話や面談で対応します。

(6) 就学援助事業

〈学務課〉

― 事業概要と現状 ―

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の就学に要する経費の一部を就学奨励費として支給しています。

― 事業実施の方針 ―

児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、特別支援教育就学奨励費を支給します。

基本目標5 障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり

- 施策の方向性 -

障がいのある人の利用に配慮して、建築物・道路等既存の都市施設におけるバリアフリー化と、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

その中で、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる基盤整備として、地域生活を支えるグループホーム等の拡充に努めるとともに、印西市地域防災計画等に基づき、災害時避難行動要支援者支援体制の整備等、災害時、障がいのある人を支援する地域の仕組みづくりを推進し、生活を支える多様な機能の整備を図ります。

また、地域における保健・医療体制と各種保健事業の充実に努めます。



施策1 住みやすいまちづくり・災害対策

- 施策の目標 -

- 障がいのある人の地域生活を支えるグループホーム等の居住の場を提供し、在宅生活での環境整備を支援します。
- 道路・公園、公共建築物におけるバリアフリー化等、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 障がいのある人を災害から守るため、避難行動要支援者の避難支援等の体制強化を図ります。
- 避難所において、障がいのある人が必要な物資等、障がいの特性に応じた支援を得ることができるよう体制を整備するとともに、感染症の拡大防止にも配慮した備えを行います。

取組1 住まいの支援

(1) 地域生活への移行支援及び入所施設等への支援

〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

地域生活への移行が進む中、自立に向けた「就労及び日中活動の場」と「居住」の支援が不可欠であり、居住環境の確保は重要な取組となります。本市でもこれまで利用者ニーズの適切把握に努め、グループホームや通所施設の整備に対する支援や、利用者の自立に向けた支援を行っています。また短期入所の利用も依然としてニーズが高い状況にあります。

— 事業実施の方針 —

引き続き、退院・退所等による在宅生活への地域移行を促進するとともに、不足する居住ニーズへの対応を行います。また、障がいのある人の自立生活の支援・促進のため、生活拠点であるグループホーム等の設置を支援するとともに、関係機関へのヒアリングや利用者ニーズの適切把握に努め、障がいのある人の地域における生活の支援を行います。

取組2 ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 印西市都市マスタープランに基づく都市づくりの推進

〈都市計画課〉

― 事業概要と現状 ―

印西市都市マスタープランに基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、すべての人が利用しやすい都市づくりを進めています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすい都市づくりを推進します。

(2) 多くの人々が利用する施設のバリアフリー化

〈建築指導課〉

― 事業概要と現状 ―

千葉県では、障がいのある人等が安全かつ快適に施設を利用できるよう、「千葉県福祉のまちづくり条例」を施行しており、福祉のまちづくりの総合的な推進を図っています。

― 事業実施の方針 ―

法趣旨に則り、「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知・啓発に努めます。

(3) 道路・公園におけるバリアフリー化の推進

〈建設課・都市整備課〉

― 事業概要と現状 ―

道路については、「印西市が管理する市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、障がいのある人等に配慮した整備を行っています。

また、公園の整備については、「印西市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、障がいのある人等に配慮した整備を行っています。

― 事業実施の方針 ―

道路については、「印西市が管理する市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、道路の設計・整備を行います。

また、公園の整備については、「印西市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき整備を行います。

取組3 災害等に備えた体制づくり

(1) 避難施設等の整備・充実

〈防災課〉

— 事業概要と現状 —

災害発生時に障がいのある人を含む、災害時避難行動要支援者が避難所で生活を送るために必要となるベッドやトイレ、車いす等の資機材の整備や、福祉避難所の確保を進めています。

— 事業実施の方針 —

印西市地域防災計画に基づき、障がいのある人に配慮した避難所整備や対策を図っていきます。

(2) 災害情報の伝達方法の充実

〈防災課〉

— 事業概要と現状 —

防災メールの登録者に対して携帯電話、パソコン等への災害情報の配信を行っています。また、登録に関する市民への普及啓発を図っています。

防災メールのほか、有事の際の情報伝達手段として、防災行政無線、広報車、ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災エックス（旧ツイッター）等を整備しているほか、避難所においては手話通訳等の配置に努める等、障がいのある人に配慮した広報を行っています。

また、「広報いんざい」に定期的に防災メール等の登録方法を掲載し、障がいのある人を含め、市民への普及啓発を図っています。

— 事業実施の方針 —

広報いんざい及び出前講座等、様々な機会を利用し、普及啓発を図ります。

(3) 災害時避難行動要支援者の避難体制の整備〈社会福祉課・高齢者福祉課・障がい福祉課・子育て支援課・健康増進課・企画政策課・市民活動推進課・防災課〉

— 事業概要と現状 —

国の災害対策基本法により、印西市地域防災計画に基づき、災害時における人的被害を最小限とするため、印西市避難行動要支援者避難支援計画を策定し、避難行動要支援者名簿の作成や避難支援等関係者による支援体制の構築を進めています。

また、これまでに市内で障害福祉サービスを行う民間事業者（5者）と災害発生時における福祉避難所の設営に関する協定書を交わし、災害時に安心して避難ができるよう避難協力体制の構築を進めているほか、避難所において必要とされる福祉用具等の確保を行うため、一般社団法人日本福祉用具供給協会と物資供給に関する協定を締結しています。

その他、市では災害時にストーマ装具を持ち出すことが困難な人が発生した際に備え、緊急対応用のストーマ装具の備蓄や感染症の拡大に備えた物品等の備蓄を行っています。

基本目標5 障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり

― 事業実施の方針 ―

印西市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、作成した避難行動要支援者名簿を市の関係部署、地域支援組織に提供し、避難行動要支援者の避難支援等の体制の強化を図ります。

また、災害の規模に応じて開設される福祉避難所において、障がいのある人が必要な物資等、障がいの特性に応じた支援を得ることができるよう体制を整備するほか、引き続き感染症の拡大に備えた物品等の備蓄を行っていきます。

(4) 災害時保健医療体制の整備

〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

印西市地域防災計画に基づき、災害時の医療・救護体制について構築を進めています。また、地震等の災害時に避難所で使用することを想定し、アルコール手指消毒液を備蓄しています。

― 事業実施の方針 ―

東日本大震災等の大規模災害を教訓に、引き続き市としての災害時の医療・救護体制の構築を図るとともに、医療用資機材等の備蓄のあり方について、地元の医師会・歯科医師会・薬剤師会とも連携します。

施策2 保健・医療

－ 施策の目標 －

- 健康づくりに関する情報を提供し、健康増進に関する正しい知識の啓発を図ります。
- 一人ひとりの障がいの状況に応じ、適切な医療が受けられるよう医療体制の一層の充実に努めます。

取組1 健康づくり体制の充実

(1) 健康づくりの普及・啓発

〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

健康情報コーナー、広報いんざい、講座、講演会、イベント等を通じ、健康づくりについての情報の発信・啓発を行うことで、障がいの予防等につなげています。

― 事業実施の方針 ―

健康情報コーナーや保健センター事業のPR等を通じた健康づくりに関する知識の啓発、広報いんざいによる健康情報の提供、チラシの配布等を行います。

(2) 健康教育の推進

〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

出前健康講座、依頼健康教育、ヘルスアップ教室、健康講演会等を通じて、健康増進に関する正しい知識の普及を図ることで、生活習慣病を原因とした身体障がいや、心の健康を損ねることによる精神障がいの予防につなげています。

― 事業実施の方針 ―

今後も出前健康講座、依頼健康教育、ヘルスアップ教室、健康講演会等により生活習慣病予防等、健康増進に関する正しい知識の普及を図ります。

(3) 健康づくり相談の充実

〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

健康全般に関する相談に対し、保健師・栄養士・歯科衛生士等が助言及び指導を行い、市民の健康づくりや、障がいの予防、早期発見・早期治療を支援しています。

― 事業実施の方針 ―

保健師・栄養士・歯科衛生士等が健康全般に関する相談に対し、疾病予防や医療について適切な行動が取れるように助言を行い、市民の健康の保持増進を図ります。

(4) 健康診査事業

〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

健康診査及びがん検診を実施し、疾病の予防及び早期発見を推進することで、生活習慣病を原因とした身体障がいの予防につなげています。

― 事業実施の方針 ―

健(検)診内容の充実を図りながら、今後も多くの方が受診できるよう努めます。

(5) 学校保健事業の推進

〈指導課〉

― 事業概要と現状 ―

市内各学校を対象に、環境衛生検査や、健康に係る各種健(検)診及び保健指導を行っています。

― 事業実施の方針 ―

定期健康診断により児童生徒及び学校職員の健康状態を把握します。また、保健指導の充実により健康の保持増進を図ります。

(6) 介護予防事業の推進

〈高齢者福祉課・健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

高齢者が要介護状態になることを予防し、また、要介護状態になっても有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防事業の充実を図っています。

いんざい健康ちょきん運動については、地域の実情を踏まえながら段階的な取組を行っており、事業の周知拡大及び実施グループ数の増加等の成果が得られています。

― 事業実施の方針 ―

今後も継続して、いんざい健康ちょきん運動等において、食生活や歯科の健康についての指導を実施します。

また、障がいがあっても参加できるよう、実施グループに対して健康づくり、地域づくりの場であることを引き続き周知します。

取組2 医療供給体制の充実

(1) 医療施設の整備

〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

現在、市内には、救命救急センターを設置する三次救急医療機関である日本医科大学千葉北総病院、入院施設を持つ印西総合病院、西佐倉印西病院の3病院が立地しています。

― 事業実施の方針 ―

休日や夜間における救急医療をはじめ、多様な市民ニーズに対応できるよう、医療機関相互の連携強化に努めます。

(2) かかりつけ医に関わる啓発の推進

〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

乳児相談、幼児健診等の機会や広報いんざい等を活用し、かかりつけ医を持つことについて啓発を行っています。

― 事業実施の方針 ―

相談・健(検)診の機会や、保健センターだより及び広報いんざい等を活用し、かかりつけ医を持つことについて、さらなる啓発を行います。

(3) 救急医療体制の整備

〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

救命救急センターを設置する三次救急医療機関をはじめとして、救急医療活動が一層円滑に遂行されるよう医師会・消防等関係機関との連携を図り、救急医療体制の充実に努めています。

― 事業実施の方針 ―

地元医師会をはじめ、救命救急センターを設置する三次救急医療機関である日本医科大学千葉北総病院や、二次救急の受け入れも行っている印西総合病院とも連携を図ります。

取組3 医療費の助成

(1) 自立支援医療

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

- ①通院医療費自己負担額の9割を公費として負担し、精神に障がいのある人の医療費の軽減を図ります。自己負担は原則として1割ですが、所得水準や疾病・病状等に応じて1か月の負担額に上限が設定されています。
- ②更生医療費の給付は、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人が、障がいの程度を軽減または障がいを取り除く治療や手術（保険診療内）をするために必要な場合に給付されます。自己負担は原則として1割ですが、所得水準や疾病・病状等に応じて1か月の負担額に上限が設定されています。
- ③育成医療の給付は、身体に障がいのある18歳未満の児童で、指定育成医療機関において入院・手術等により確実な治療効果が期待できる児童を対象に、医療費の一部を公費として負担することで医療費の軽減を図ります。自己負担は原則として1割ですが、所得水準や疾病・病状等に応じて1か月の負担額に上限が設定されています。

― 事業実施の方針 ―

国の法制度等に基づき、引き続き事業の実施及び制度の周知を行います。

(2) 重度心身障害者医療費助成

〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A（Aの丸囲み）からAの2、及び精神障害者保健福祉手帳1級等の手帳を所持している重度の心身障がいのある人の医療費負担の軽減を図るため、医療費から保険給付の額を控除した額についてその費用の全部または一部を助成しています。

― 事業実施の方針 ―

今後も事業を継続し、重度の心身障がいのある人の医療費軽減を図ります。

各論Ⅱ 障害福祉計画・ 障害児福祉計画

第1章 国の基本指針に定める成果目標

第2章 障害福祉サービス等

第3章 地域生活支援事業

第4章 その他の事業



提供：ファインドリーム

第1章 国の基本指針に定める成果目標

参照：国の基本指針 P111

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 成果目標の概要

2022（令和4）年度末時点の施設入所者のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで2026（令和8）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

(2) 本計画期間での目標設定

【国の基本指針】

①地域生活に移行する人数

2026（令和8）年度末時点で、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

②施設入所者数の削減

2026（令和8）年度末の施設入所者数を2022（令和4）年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

【本市の目標】

地域移行支援サービスや、ふれあいサポートセンターいんざいの自立訓練（生活訓練）等を活用し、施設利用者等の地域移行を推進します。

— 福祉施設の入所者の地域生活への移行 —

項目	数値等	考え方
【実績】2022（令和4）年度末時点の施設入所者数	35人	-
【目標】地域生活移行者数	3人	令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上
【目標】施設入所者数の削減	2人	令和4（2022）年度末時点の施設入所者の5%以上

※実績は2022（令和4）年度末時点、目標は2026（令和8）年度末時点

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 成果目標の概要

精神に障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育（普及・啓発）が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

計画的に地域の基盤を整備するとともに、広域及び市町村ごとの保健、医療、福祉関係者及び当事者による協議の場を設置し、精神科医療機関、その他の医療機関、地域支援事業者、市町村等の重層的な連携による支援体制を構築するために目標を設定します。

(2) 本計画期間での目標設定

【国の基本指針】

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。

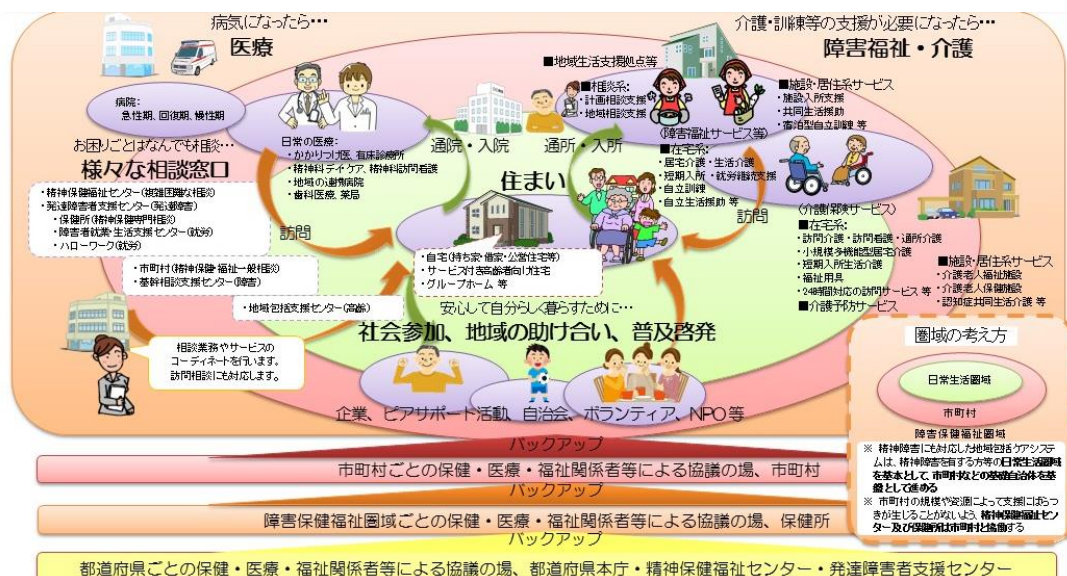
2026（令和8）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。

2026（令和8）年度末における入院後3か月時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とする。

【本市の目標】

地域共生社会の理念のもと、精神に障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域自立支援協議会を中心として関係機関と重層的に連携し、医療、障がい福祉、教育（普及・啓発）等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めます。

～地域包括ケアシステムのイメージ～



出典：厚生労働省 資料※一部修正

— 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 —

項目	数値等	考え方
【実績】精神障害者の地域移行支援利用者数	7人	当該年度の実人数
【実績】精神障害者の地域定着支援利用者数	0人	当該年度の実人数
【実績】精神障害者の共同生活援助の利用者数	27人	当該年度の実人数
【実績】精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	当該年度の実人数
【実績】保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	-
【実績】保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	9人	-
【実績】保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	-

【目標】精神障害者の地域移行支援利用者数	10人	当該年度の実人数
【目標】精神障害者の地域定着支援利用者数	5人	当該年度の実人数
【目標】精神障害者の共同生活援助の利用者数	50人	当該年度の実人数
【目標】精神障害者の自立生活援助の利用者数	5人	当該年度の実人数
【目標】保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	-
【目標】保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	9人	-
【目標】保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	-

※実績は2022（令和4）年度末時点、目標は2026（令和8）年度末時点

3 地域生活支援の充実

(1) 成果目標の概要

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、その機能の充実を図ります。

(2) 本計画期間での目標設定

【国の基本指針】

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

2026（令和8）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

②強度行動障害者への支援体制の充実

2026（令和8）年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。（新規）

【本市の目標】

地域生活支援拠点等の機能の拡充のため、年1回以上の運用状況の検証及び検討をします。また、強度行動障害を有する者に関して、支援体制を構築します。

— 地域生活支援の充実 —

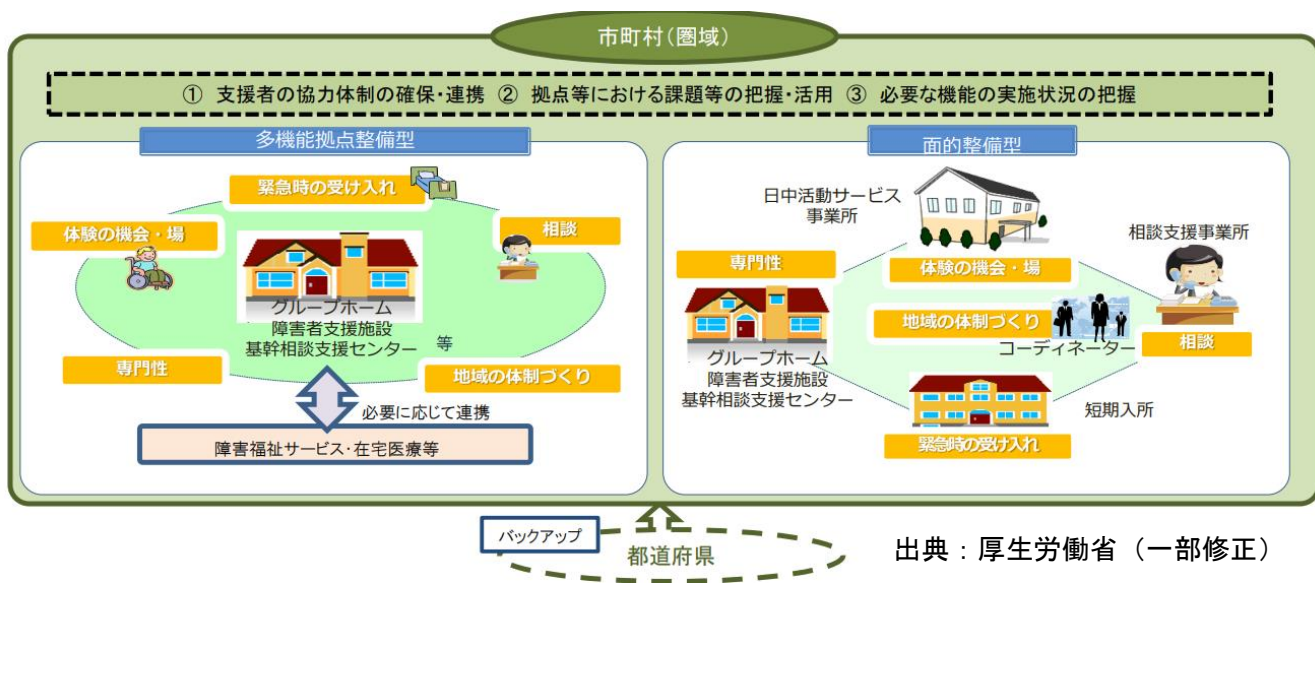
項目	数値等	考え方
【実績】地域生活支援拠点の整備	設置済	-
【実績】コーディネーターの配置等による体制の構築	構築済	常勤5名以上配置
【実績】地域生活支援拠点等の年1回以上の運用状況の検証及び検討	年1回	-

【目標】地域生活支援拠点等の年1回以上の運用状況の検証及び検討	年1回以上	2026(令和8)年度末までの間、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
【目標】強度行動障害を有する者の状況や支援ニーズの把握及び支援体制の構築	構築	2026(令和8)年度末までに支援体制を構築する。

※実績は2022(令和4)年度末時点、目標は2026(令和8)年度末時点

～地域生活支援拠点の整備とは～

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。



4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 成果目標の概要

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、2026（令和8）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

(2) 本計画期間での目標設定

【国の基本指針】

①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

2026（令和8）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を2021（令和3）年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。

②就労移行支援事業利用終了者における一般就労への移行

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。（新規）

③就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数について、2026（令和8）年度の利用者数を2021（令和3）年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

④就労定着支援事業所ごとの就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【本市の目標】

一般就労への移行に向け、就労支援事業所や市の就労相談員等と連携し、継続的に支援を行います。

— 福祉施設から一般就労への移行等 —

項目	数値等	考え方
【実績】2021（令和3）年度一般就労への移行者数	15人	-
【実績】2021（令和3）年度の就労定着支援事業の利用者数	18人	-
【実績】2022（令和4）年度の市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数の割合	10割	-

【目標】2026（令和8）年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	22人	2021（令和3）年度の移行実績の1.28倍以上
うち就労移行支援事業	20人	
うち就労継続支援A型事業	1人	
うち就労継続支援B型事業	1人	
【目標】2026（令和8）年度の就労定着支援事業の利用者数	26人	2021（令和3）年度実績の1.41倍以上
【目標】市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数の割合	10割	国指針を上回る数値で設定
【目標】2026（令和8）年度の市内の就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所（新規）	5割	国指針による

※目標は2026（令和8）年度末時点



提供：福祉作業所コスモス

5 障がいのある子どもへの提供体制の整備等

(1) 成果目標の概要

障がいのある子どもを支援する体制を確保するため、児童発達支援センター等での専門的な支援体制等、地域支援のあり方を計画的に位置づけます。

(2) 本計画期間での目標設定

【国の基本指針】

①児童発達支援センターの設置

2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

2026（令和8）年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

2026（令和8）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

【本市の目標】

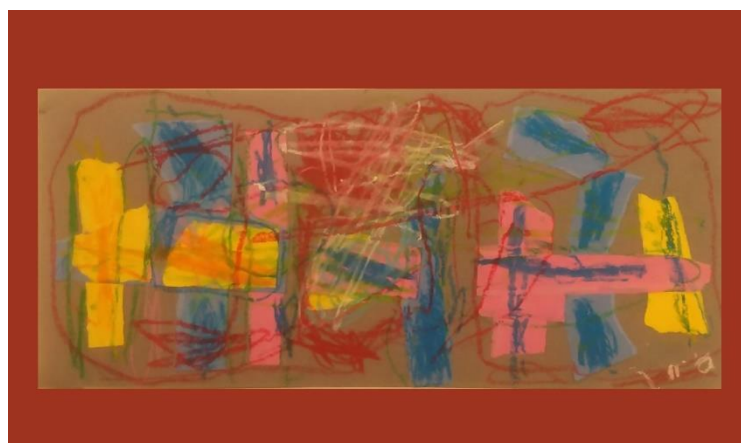
児童発達支援センターを中心に地域支援体制の構築を図り、ライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援を提供し、保育所等訪問支援等により保育所等の育ちの場において連携・協力しながら、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。また、重症心身障害児への支援体制の強化を図ります。

— 障がいのある子どもの提供体制の整備等 —

項目	数値等	考え方
【実績】児童発達支援センターの設置	設置済	国指針による
【実績】保育所等訪問支援の実施	有	国指針による
【実績】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	設置済	国指針による
【実績】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	配置済	国指針による
【実績】障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築済	国指針による



提供：きぼう印西



提供：きぼう印西

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 成果目標の概要

計画相談支援の対象者が原則的に障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しています。

その一方、1事業所あたりの相談支援専門員の数が少ない等の理由から、これら事業所を援助する等相談支援体制の更なる充実に向けた取組を行います。

(2) 本計画期間での目標設定

【国の基本指針】

①相談支援体制の強化

2026（令和8）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

②個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【本市の目標】

基幹相談支援センター及び地域自立支援協議会を中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を図ります。

また、個別事例の検討を通じ、地域サービス基盤の開発・改善を進めます。

— 基幹相談支援センターによる地域相談支援体制の強化 —

項目	数値等	考え方
【実績】基幹相談支援センターの設置	設置済	-
【実績】総合的・専門的な相談支援の実施	有	-
【実績】訪問等に専門的な指導・助言	4件	-
【実績】相談支援事業者の人材育成の支援	4件	-
【実績】個別事例の支援内容の検証及び相談機関との連携強化の取組の実施	4回	-

【目標】訪問等による専門的な指導・助言	5件	-
【目標】相談支援事業者の人材育成の支援	5件	-
【目標】個別事例の支援内容の検証及び相談機関との連携強化の取組の実施	5回	-

※実績は2022（令和4）年度末時点、目標は2026（令和8）年度末時点

— 地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善 —

項目	数値等	考え方
【実績】事例検討実施回数	2回	-
【実績】参加事業者・機関数	6	-
【実績】専門部会の設置数	2	-
【実績】専門部会の実施回数	15回	-

【目標】事例検討実施回数	2回	-
【目標】参加事業者・機関数	8	-
【目標】専門部会の設置数	2	-
【目標】専門部会の実施回数	16回	-

※実績は2022（令和4）年度末時点、目標は2026（令和8）年度末時点

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 成果目標の概要

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することがより一層求められることから、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

(2) 本計画期間での目標設定

【国の基本指針】

2026（令和8）年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【本市の目標】

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業者と共有する体制を活用していきます。

— 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 —

項目	数値等	考え方
【実績】都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	4人 (延べ)	-
【実績】障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	-
【目標】都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	6人 (延べ)	-
【目標】障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	-

※実績は2022（令和4）年度、目標は2026（令和8）年度

第2章 障害福祉サービス等

本計画では、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの各年度における障害福祉サービス、相談支援、障害児相談支援及び障害児通所支援等について、その種類ごとに必要な量を見込み、適切な実施を図ります。

- ・ サービスの利用実績
- ・ 今後の障がい者数の推計
- ・ アンケート調査からの利用意向
- ・ 地域のサービス事業者の今後の整備方針等

訪問系サービス (p. 82)

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

相談支援 (p. 90)

- ① 計画相談支援
- ② 地域移行支援
- ③ 地域定着支援
- ④ 精神障害者の地域移行支援
- ⑤ 精神障害者の地域定着支援

日中活動系サービス (p. 83)

- ① 生活介護
- ② 自立訓練（機能訓練）
- ③ 自立訓練（生活訓練）
- ④ 就労選択支援※新規
- ⑤ 就労移行支援
- ⑥ 就労継続支援（A型）
- ⑦ 就労継続支援（B型）
- ⑧ 就労定着支援
- ⑨ 療養介護
- ⑩ 短期入所（ショートステイ）
〈福祉型〉〈医療型〉
- ⑪ 精神障害者の自立訓練
（生活訓練）※新規
- ⑫ 重度障害者の生活介護※新規
- ⑬ 重度障害者の短期入所
〈福祉型〉※新規

障害児通所支援 (p. 92)

- ① 児童発達支援
- ② 放課後等デイサービス
- ③ 保育所等訪問支援
- ④ 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援 (p. 93)

- ① 障害児相談支援
- ② 医療的ケア児に対する関連分野の支援

居住支援・施設系サービス (p. 88)

- ① 自立生活援助
- ② 共同生活援助（グループホーム）
- ③ 施設入所支援
- ④ 精神障害者の自立生活援助
- ⑤ 精神障害者の共同生活援助
（グループホーム）
- ⑥ 重度障害者の共同生活援助
（グループホーム）※新規

国の基本指針

1 障害福祉サービスの実績と見込み

※実人/月…月の平均利用者数

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプサービス）〔介護給付〕

居宅介護支援員（ホームヘルパー）が、障がいのある人の居宅を訪問し、入浴、排泄または食事の介護等を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
居宅介護	実人/月	74	75	80	85
	時間/月	1,563	1,575	1,680	1,785

②重度訪問介護〔介護給付〕

重度の肢体不自由者、または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
重度訪問介護	実人/月	3	3	4	5
	時間/月	850	1,110	1,480	1,850

③同行援護〔介護給付〕

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対し、移動及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要とする援助を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
同行援護	実人/月	9	10	11	12
	時間/月	210	220	230	240

④行動援護〔介護給付〕

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
行動援護	実人/月	23	25	26	27
	時間/月	594	750	780	810

⑤重度障害者等包括支援〔介護給付〕

常時介護を要する障がいのある人で介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
重度障害者等 包括支援	実人/月	0	1	1	1
	時間/月	0	372	372	372

(2) 日中活動系サービス

①生活介護〔介護給付〕

常時介護を必要とする障がいのある人に対し、主として昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
生活介護	実人/月	178	185	190	195
	日数/月	3,301	3,500	3,600	3,700

各論Ⅱ 障害福祉計画・障害児福祉計画

②自立訓練（機能訓練）〔訓練等給付〕

身体障がいのある人を対象として、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
自立訓練 (機能訓練)	実人/月	0	3	3	3
	日数/月	0	45	45	45

③自立訓練（生活訓練）〔訓練等給付〕

知的障がいのある人・精神障がいのある人を対象として、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
自立訓練 (生活訓練)	実人/月	24	26	28	30
	日数/月	251	260	280	300

④就労選択支援〔訓練等給付〕※新規

障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
就労選択支援	実人/月	-	-	5	5

⑤就労移行支援〔訓練等給付〕

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対し、一定期間（2年間）にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、適性や意向にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
就労移行支援	実人/月	50	55	60	65
	日数/月	896	900	990	1,080

⑥就労継続支援（A型）〔訓練等給付〕

次の①～③に該当する65歳未満の障がいのある人に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、就労に必要な知識・能力が備わった方には一般就労に向けた支援を行います。

- ① 就労移行支援事業を利用して企業等の雇用には結びつかなかった方
- ② 特別支援学校の卒業後に、就職活動を行っても企業等の雇用には結びつかなかった方
- ③ 就労経験はあるが現在雇用関係の状態にない方

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
就労継続支援 (A型)	実人/月	37	45	50	55
	日数/月	696	855	950	1,045

⑦就労継続支援（B型）〔訓練等給付〕

次の①～③に該当する障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに生産活動等の機会を提供します。また知識・能力の高まった方に就労に向けた支援を行います。

- ① 企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- ② 就労移行支援事業を利用して企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用には結びつかなかった方
- ③ ①②に該当しないものの50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された方

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
就労継続支援 (B型)	実人/月	92	100	110	120
	日数/月	1,380	1,500	1,650	1,800

⑧就労定着支援〔訓練等給付〕

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
就労定着支援	実人/月	13	13	14	15

各論Ⅱ 障害福祉計画・障害児福祉計画

⑨療養介護〔介護給付〕

医療を要し、常時介護を必要とする障がいのある人のうち、主として昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
療養介護	実人/月	5	5	5	5

⑩短期入所（ショートステイ）〔介護給付〕

居宅において介護を行う方の疾病その他の理由により、十分な介護ができない場合に、障がいのある人に短期間入所していただき、入浴、排泄または食事の介護等を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
短期入所 （ショートステイ） 〈福祉型〉	実人/月	65	65	65	65
	日数/月	194	200	200	200
短期入所 （ショートステイ） 〈医療型〉	実人/月	4	4	4	4
	日数/月	3	5	5	5

⑪精神障害者の自立訓練（生活訓練）〔訓練等給付〕※新規

精神に障がいのある人を対象に、日常生活を営む為に必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
精神障害者の 自立訓練 （生活訓練）	実人/月	21	23	26	28

⑫重度障害者の生活介護〔介護給付〕※新規

重度障害者に対して、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活上向上のために必要な支援を提供します。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
重度障害者の 生活介護	実人/月	65	66	69	72
うち強度行動 障害	実人/月	61	62	63	64
うち高次脳機 能障害	実人/月	2	2	3	4
うち医療的ケ アを必要とす る者	実人/月	2	2	3	4

⑬重度障害者の短期入所〈福祉型〉〔介護給付〕※新規

重度障害者を対象に、居宅において介護を行う方の疾病その他の理由により、十分な介護ができない場合に、短期間入所していただき、入浴、排泄または食事の介護等を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
重度障害者の 短期入所 〈福祉型〉	実人/月	25	27	29	31
うち強度行動 障害	実人/月	14	15	16	17
うち高次脳機 能障害	実人/月	0	1	1	1
うち医療的ケ アを必要とす る者	実人/月	11	11	12	13

(3) 居住支援・施設系サービス

①自立生活援助〔訓練等給付〕

施設やグループホームを利用していた障がいのある人で、一人暮らしの人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
自立生活援助	実人/月	0	3	3	3

②共同生活援助（グループホーム）〔訓練等給付〕

就労し、就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人が地域において自立した生活を営むうえで必要な居住の場を提供し、主に夜間において入浴、排泄または食事の介護、相談等の日常生活上の援助を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人/月	121	130	140	150

③施設入所支援〔介護給付〕

施設に入所する障がいのある人に対し、主に夜間において、居住の場の提供、入浴、排泄、食事等の介助、生活等に関する相談・助言のほか日常生活上の支援を行います。生活介護、自立訓練または就労移行支援等の日中活動と併せて、夜間等におけるサービスを提供することで障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
施設入所支援	実人/月	32	32	31	30

④精神障害者の自立生活援助〔訓練等給付〕

精神に障がいのある人に対し、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
精神障害者の 自立生活援助	実人/月	0	1	1	1

⑤精神障害者の共同生活援助（グループホーム）〔訓練等給付〕

精神に障がいのある人に対し、地域において自立した生活を営むうえで必要な居住の場を提供し、主に夜間において入浴、排泄または食事の介護、相談等の日常生活上の援助を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
精神障害者の 共同生活援助 (グループホーム)	実人/月	41	43	46	50

⑥重度障害者の共同生活援助（グループホーム）〔訓練等給付〕※新規

重度障害者に対し、地域において自立した生活を営むうえで必要な居住の場を提供し、主に夜間において入浴、排泄または食事の介護、相談等の日常生活上の援助を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
重度障害者の 共同生活援助 (グループホーム)	実人/月	30	33	36	39
うち強度 行動障害	実人/月	24	25	26	27
うち高次脳 機能障害	実人/月	4	5	6	7
うち医療的 ケアを必要 とする者	実人/月	2	3	4	5

(4) 相談支援

①計画相談支援〔計画相談支援給付〕

①サービス利用支援

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後には、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。

②継続サービス利用支援

支給決定されたサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

★（注）①②とも「指定特定相談支援事業者」が行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
計画相談支援	実人/月	135	140	145	150

②地域移行支援〔地域相談支援給付〕

障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
地域移行支援	実人/月	3	4	4	4

③地域定着支援〔地域相談支援給付〕

居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
地域定着支援	実人/月	0	2	2	2

④精神障害者の地域移行支援〔地域相談支援給付〕

精神に障がいのある人を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
地域移行支援	実人/月	2	3	3	3

⑤精神障害者の地域定着支援〔地域相談支援給付〕

精神に障がいのある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
地域定着支援	実人/月	0	1	1	1



提供：福祉作業所コスモス

2 障害児福祉サービスの実績と見込み

※実人/月…月の平均利用者数

(1) 障害児通所支援

①児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
児童発達支援	実人/月	194	220	230	240
	日数/月	1,316	1,470	1,540	1,610

②放課後等デイサービス

学校に通学する障がいのある子どもに、放課後又は夏休み等の休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促します。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
放課後等デイサービス	実人/月	209	230	250	270
	日数/月	2,032	2,200	2,500	2,700

③保育所等訪問支援

保育園等を利用する障がいのある子どもに対し、訪問により集団生活への適応のための訓練や施設のスタッフに対する支援を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
保育所等訪問支援	実人/月	5	10	15	20
	日数/月	8	20	30	40

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して児童発達支援等を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	0	5	5	5
	日数/月	0	25	25	25

(2) 障害児相談支援

①障害児相談支援〔計画相談支援給付〕

①障害児支援利用援助

障害児通所支援申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成します。支給決定後にはサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。

②継続障害児支援利用援助

支給決定されたサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

★（注）①②とも「指定障害児相談支援事業者」が行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
障害児相談支援	実人/月	51	55	60	65

②医療的ケア児に対する関連分野の支援

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置促進を図ります。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
コーディネーターの配置	実人数	3	4	4	5

第3章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法の事業の1つであり、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業です。

＜印西市における地域生活支援事業の構成＞

－ 必須事業 －

障害者総合支援法で定められている事業

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業・基幹相談支援センター等機能強化事業
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事業
- ⑦手話奉仕員養成研修事業
- ⑧日常生活用具給付等事業
- ⑨移動支援事業
- ⑩地域活動支援センター機能強化事業

－ 任意事業 －

・市町村が独自で基準を定めて実施する福祉サービス

- ①訪問入浴サービス事業
- ②日中一時支援事業
- ③障害児放課後対策事業（印西市立クリオネクラブ）
- ④芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展）
- ⑤障害者自動車運転免許取得助成事業
- ⑥身体障害者用自動車改造費助成事業
- ⑦更生訓練費給付事業

1 地域生活支援事業の実績と見込み

(1) 必須事業

生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付等事業、移動支援事業等、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として位置づけられています。

① 理解促進研修・啓発事業

— 事業概要と現状 —

地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発活動等を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
理解促進研修・ 啓発事業	事業数 (回)	12	12	13	14

— 事業実施の方針 —

① 市民講座の開催

障がいを理解するために、市民を対象に市民講座を開催します。

② 障がい教育の充実

障がいのある人が地域社会に受け入れられやすくなるように障がい教育を充実させていきます。

③ 地域活動の充実

障がい者作品展等とおして、障がいのある人とふれあい、障がいへの理解が促進され、かつ障がいのある人が参加しやすいような地域活動を行います。

② 自発的活動支援事業

— 事業概要と現状 —

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人自身、その家族（親・きょうだい等）、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

— 事業実施の方針 —

相談支援事業及び障害者団体の活動の支援を通して、ピアサポートや孤立防止のための支援を実施します。

③ 相談支援機能強化事業・基幹相談支援センター等機能強化事業

― 事業概要と現状 ―

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

また、市及び関係機関、相談支援事業所等の支援機関が障がいのある人の情報を共有するため、基幹相談支援センターを中心として連携を図りながら相談に応じています。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
市町村相談支援 機能強化事業	実施	有	有	有	有
基幹相談支援 センター	設置数	1	1	1	1

④ 成年後見制度利用支援事業

― 事業概要と現状 ―

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障がいのある人に対し、権利擁護を図ることを目的として成年後見制度の利用を支援します。

― 事業実施の方針 ―

支援が必要と認められる人(印西市成年後見制度に係る審判の請求手続等に関する規則に定める要件に該当する人)を対象として、成年後見制度の申し立てに要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

― 事業概要と現状 ―

障がいのある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。また、社会福祉協議会、社会福祉課及び高齢者福祉課と連携を図り、法人後見の活動を支援します。

― 事業実施の方針 ―

地域で安心して暮らし続けるための地域での支えあいの新たな担い手として期待される市民後見人の養成等について2023(令和5)年度から開始しており、引き続き養成を行っていくとともに、養成後の支援及び法人後見の活動支援を推進します。

⑥ 意思疎通支援事業（手話通訳者の設置・派遣、要約筆記者の派遣）

— 事業概要と現状 —

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の円滑な意思疎通のために、障がい福祉課に手話通訳者を設置し、市役所内での申請手続き等における手話通訳等を行います。

また、利用者からの申請により、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
意思疎通支援 事業	利用者数 (延)	138	150	155	160

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

— 事業概要と現状 —

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
手話奉仕員養 成研修事業	受講者数 (実)	3	7	8	8



提供：クリオネクラブ

各論Ⅱ 障害福祉計画・障害児福祉計画

⑧ 日常生活用具給付等事業

― 事業概要と現状 ―

在宅の障がいのある人の日常生活上の便宜を図ることを目的として、必要とする方に、介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具、自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具を給付するほか、福祉電話・FAX等を貸与します。住宅面では、手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、洋式便所等への取替え等住環境の改善を行う場合に、改修工事費の一部を給付します。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
介護・訓練支援用具	件数	1	5	5	5
在宅療養等支援用具	件数	9	10	10	10
排泄管理支援用具	件数	179	180	180	180
自立生活支援用具	件数	8	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件数	18	20	20	20
住宅改修費給付事業	件数	2	3	3	3



提供：いんば学舎・陣屋

⑨ 移動支援事業

— 事業概要と現状 —

屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤・通学等、通年かつ長期にわたる外出等を除く）で、原則として1日8時間程度の範囲で用務を終えるものについて、外出の支援を行います。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
移動支援事業	利用者数 (実)	101	105	107	109
	延時間/年	7,778	8,086	8,240	8,394

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

— 事業概要と現状 —

地域活動支援センターⅠ型では、相談支援事業に加え、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民のボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

千葉県においては、2006（平成18）年度末までは「経過的な精神障害者地域生活支援センター事業」として事業を継続していましたが、県内の精神障害者地域生活支援センターを2007（平成19）年度より地域活動支援センターⅠ型として位置づけ、各市町村の運営費負担により事業を継続・展開しています。

地域活動支援センターⅡ型では、利用者に対し創作的活動・生産機会を提供するとともに、雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。

地域活動支援センターⅢ型では、利用者に対し創作的活動・生産機会を提供するとともに、社会との交流の促進等のサービスを実施します。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
地域活動支援センター機能強化事業 (利用者数 (実))	Ⅰ型	5	10	10	10
	Ⅱ型	19	19	19	19
	Ⅲ型	4	4	4	4

(2) 任意事業

任意事業は、訪問入浴サービスや日中一時支援等、市町村の裁量による事業です。本市においても必須事業と同様、利用者ニーズを勘案し、適宜事業を進めています。

① 訪問入浴サービス事業

— 事業概要と現状 —

居宅において常に寝たきりの状態で、自宅で入浴することが困難な65歳未満の寝たきりの心身障がいのある人（手帳所持者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。派遣回数は対象者1人につき週2回以内、利用者負担は1割の自己負担となります。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
訪問入浴サービス事業	利用者数 (実)	4	5	6	7

② 日中一時支援事業

— 事業概要と現状 —

障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、一時的な見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人に対し、日中における活動の場を確保し、見守り・社会に適應するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行います。

本市では、障害児放課後対策事業のほか、NPO法人等への委託により日中一時支援事業を展開していきます。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
日中一時支援事業（印西市立クリオネクラブ除く）	利用者数 (実)	164	192	215	230

③ 障害児放課後対策事業（印西市立クリオネクラブ）

― 事業概要と現状 ―

市内在住の障がいのある子どもが放課後や学校休業日を友達等と過ごす憩いの場所とすること、及び家族の就労・一時的な休息を目的としています。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
障害児放課後 対策事業（印 西市立クリオ ネクラブ）	利用者数 実人/月	25	25	25	25

④ 芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展）

― 事業概要と現状 ―

障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、作品展や音楽会等芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障がいのある人の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。本市では、年に1回開催している「印西市障がい者作品展（いんざいアートフェス）」を本事業に位置づけます。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
芸術・文化講 座開催等事業	回数	1	1	1	1

⑤ 障害者自動車運転免許取得助成事業

― 事業概要と現状 ―

身体障がいのある人・知的障がいのある人で免許の取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる方に対し、自動車運転免許の取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査費、教習料、検定料、仮免許取得料その他必要経費）の3分の2以内（上限10万円）を助成します。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
障害者自動車 運転免許取得 助成事業	利用者数 (実)	1	2	2	2

各論Ⅱ 障害福祉計画・障害児福祉計画

⑥身体障害者用自動車改造費助成事業

― 事業概要と現状 ―

重度の身体障がいのある人（上肢、下肢または体幹の障害等級が1、2級の方）が就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）及び駆動装置（アクセル、ブレーキ）等の一部を改造する必要がある場合、その改造に要する費用の一部（上限10万円）を助成します。

		2022（R4） 年度（実績）	第7期計画		
			2024（R6） 年度	2025（R7） 年度	2026（R8） 年度
身体障害者用 自動車改造費 助成事業	利用者数 （実）	2	2	2	2

⑦更生訓練費給付事業

― 事業概要と現状 ―

社会復帰を促進することを目的として、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く）に入所している方に更生訓練費を支給します。

		2022（R4） 年度（実績）	第7期計画		
			2024（R6） 年度	2025（R7） 年度	2026（R8） 年度
更生訓練費給 付事業	利用者数 （実）	1	1	1	1



提供：いんば学舎・陣屋

第4章 その他の事業

1 発達に障がいのある人等に対する支援

— 事業概要と現状 —

発達障がいの早期発見・早期支援には、発達に障がいのある人等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けるため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等を通じて支援体制の充実を図ります。

		2022 (R4) 年度 (実績)	第7期計画		
			2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 (括弧内は実施者数)	実人数	0 (0)	5 (1)	10 (1)	15 (2)
ペアレントメンターの登録人数	実人数	0	1	2	3
ピアサポートの活動への参加人数	実人数	0	1	2	3

○ペアレントトレーニング

保護者を対象に、子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者の心理的ストレスの改善や、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を支援するプログラム

○ペアレントプログラム

保護者が子どもの特性を把握し、より良い関わり方について学びながら、日常の困りごとを解消し、前向きな気持ちで子育てをするためのプログラム

○ペアレントメンター

自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者

○ピアサポート

障がいのある人が、自らの体験を活かし、他の障がいのある人の相談相手や、同じ仲間となり、地域での交流を図ることや、問題の解決等を支援する活動

2 市独自事業

① 印西市救急医療情報キット配布事業

― 事業概要と現状 ―

障がいのある人に対し、かかりつけ医療機関、持病、その他救急時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を配付し、安全と安心を確保します。

― 事業実施の方針 ―

障がいのある人の安全と安心を確保するため、救急隊が迅速な救急活動を行えるように、周知と配布に努めます。

② 視覚障害者支援事業

― 事業概要と現状 ―

本市では、声の広報として「広報いんざい」、「議会だより」及び「障がい福祉のしおり」を音訳CDにし、視覚に障がいのある人の世帯へ配布します。また音訳ボランティアの養成講座を実施しています。

― 事業実施の方針 ―

声の広報等の周知を推進しながら、視覚に障がいのある人が情報を得やすくなるように支援を行います。

③ 最重度強度行動障害者特別支援補助金助成事業

― 事業概要と現状 ―

最重度の強度行動障害のある人を受け入れ支援する事業所に対し補助金の交付を行います。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、最重度の強度行動障害のある人の日中受け入れ体制の構築を図ります。

④ 精神に障がいや悩みのある人への支援

― 事業概要と現状 ―

精神科医による心の相談を定期開催しているほか、集いの場として「心のいずみ」を開催しています。

― 事業実施の方針 ―

精神に障がいや悩みのある人への支援について、ニーズを把握しながら行っていきます。

その他に地域自立支援協議会（p.37）や障害者就労支援相談員の設置（p.50）等があります。

資料編

- 1 印西市障害者基本計画、印西市障害福祉計画及び
印西市障害児福祉計画策定委員会設置要綱
- 2 委員名簿
- 3 策定過程
- 4 障がい福祉をめぐる国等の動き
- 5 計画の基本的な指針
- 6 S D G s の理念の共有
- 7 用語解説



提供：ファインドリーム

1

印西市障害者基本計画、印西市障害福祉計画及び 印西市障害児福祉計画策定委員会 設置要綱

○印西市障害者基本計画、印西市障害福祉計画及び印西市障害児福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年6月29日告示第94号

改正

平成19年3月29日告示第43号
 平成23年9月8日告示第131号
 平成25年3月29日告示第67号
 平成26年3月27日告示第25号
 平成31年3月20日告示第34号
 令和2年5月8日告示第107号
 令和4年11月11日告示第153号

印西市障害者基本計画、印西市障害福祉計画及び印西市障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく印西市障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に基づく印西市障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく印西市障害児福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、印西市障害者基本計画、印西市障害福祉計画及び印西市障害児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画策定に関する調査及び研究を行い、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 社会福祉を目的とする事業者
- (5) 社会福祉に関する活動を行う者
- (6) 市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の書面開催)

第7条 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認める場合は、期日を指定して書面により委員の意見又は賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、議決の数に加えられないものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めがあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日告示第43号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月8日告示第131号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第67号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日告示第25号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日告示第34号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月8日告示第107号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年11月11日告示第153号)

この告示は、公示の日から施行する。

2 委員名簿

委員区分	氏名	備考
市民の代表者	岡本 弘子	
学識経験を有する者	津金澤 俊和	
	飯塚 真司	
	武藤 恵美	
	小林 一仁	2023（令和5）年3月31日まで
	山崎 博志	2023（令和5）年4月1日から
福祉関係団体の代表	畑中 茂	
社会福祉を目的とする事業者	熊谷 公	委員長
	萱場 千賀子	
	浅井 剛久	副委員長
	近藤 幸一郎	
社会福祉に関する活動を行う者	橋本 美枝	
	宇野 建夫	
市長が特に必要と認める者	岡本 芳美	
	塚田 昌幸	

※委任期間：2022（令和4）年12月21日～2024（令和6）年3月31日

3 策定過程

	日時	テーマ
第1回	2022（令和4）年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・印西市障がい者プランについて ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査について
第2回	2023（令和5）年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の進捗状況について ・アンケート調査報告書（案）について ・次期計画策定の方針について
第3回	2023（令和5）年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子（案）について
第4回	2023（令和5）年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・素案について
第5回	2023（令和5）年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・素案について
第6回	2024（令和6）年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について

4 障がい福祉をめぐる国等の動き

近年の障がい福祉をめぐる国等の動きは、次のとおりです。

年度	動 向
2013年 (H25)	◇障害者総合支援法の施行 “共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保、地域社会における共生及び社会的障壁の除去”が明記されました。
	◇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることが明記されました。
	◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行 成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講ずることを目的としていることが明記されました。
2016年 (H28)	◇障害者差別解消法の施行 障がい者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられました。
	◇障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行 障がい者に対する差別の禁止、雇用の分野における障がい者と障がい者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置（合理的配慮）などが定められました。
2018年 (H30)	◇障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 「生活」と「就労」に対する支援の充実や高齢障害者による介護保険サービスの利用を促進するとともに、障害児通所・入所支援などについて計画的に確保するため、障害児福祉計画の策定が義務づけられることとなりました。
2021年 (R3)	◇障害者雇用促進法の改正 障がい者の雇用の安定を図るため、民間企業の法定雇用率が2.3%へ引き上げられ、対象となる事業主の範囲が従業員43.5人以上に広がりました。
2022年 (R4)	◇障害者総合支援法の改正 障がい者等の地域生活の支援体制の充実や、障がい者の就労支援の強化などについて明記されました。
	◇障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定められました。
2023年 (R5)	◇第5次障害者基本計画の策定 新型コロナウイルスに代表される感染症や地震・台風等の非常時の対応や「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」（SDGs）の実現について求められることが明記されました。

5 計画の基本的な指針

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」より抜粋（令和5年5月19日告示）

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
 - ・共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮する。
 - ・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
 - ・障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。
 - ・障害福祉サービスの充実を図り、地域によるサービスの偏りを防ぐ。
 - ・発達障害者及び高次脳機能障害者については、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図るとともに、難病患者等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、必要な情報提供を行う。
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
 - ・自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整える。
 - ・障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。
- 4 地域共生社会の実現に向けた取り組み
 - ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組む。
 - ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
 - ・障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る。
 - ・障害児のライフステージに沿った、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。
 - ・障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。
- 6 障害福祉人材の確保・定着
 - ・専門性を高めるための研修の実施や、多職種間の連携を推進する。
 - ・障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることについて、積極的な周知・広報等を行う。
 - ・職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に取り組んでいく。
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着
 - ・障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

6 SDGsの理念の共有

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された、2016(平成28)年から2030(令和12)年の15年間で達成するために掲げた国際目標です。

印西市障がい者プランにおいても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」の6つを中心に、すべての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取組を進めていきます。



7

用語解説

あ行

医療的ケア児 (p.77, 81, 93)

医学の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子ども

インクルーシブ教育 (p.46)

障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶことを通して、共生社会の実現を目指す考え方

NPO (Not-for-Profit Organization) 法人 (p.22, 29, 31, 42, 43, 100)

1998 (平成 10) 年 12 月 1 日から施行された「特定非営利活動促進法 (NPO 法)」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体のこと

か行

介護給付 (p.29, 33, 82, 83, 86, 87, 88)

介護が必要であると認定された障がいのある人のニーズに応じて提供されるサービス

介護予防事業 (p.64)

介護が必要となる状態を予防することを目的とした講座や講演会、専門職による相談等を行う事業

基幹相談支援センター (p.36, 38, 41, 78, 79, 94, 96)

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務 (身体障がい・知的障がい・精神障がい) 及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて業務を行う。

救急医療情報キット (p.104)

かかりつけ医や持病等の救急医療情報を専用の用紙に記入し、筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊が救急活動中に必要と判断した時に、救急医療情報キットの情報を迅速な救急活動に役立てるもの

強度行動障害 (p.31, 72, 73, 87, 89, 104)

直接的または間接的 he 害や自傷行為等が、通常では考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な障害

訓練等給付 (p.29, 33, 84, 85, 86, 88, 89)

障がいのある人が可能な限り自立して地域の中で生活するために、一定期間に提供される訓練的な支援

合理的配慮 (p.1, 46, 58, 110)

障がいのある人が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう。

さ行

災害時避難行動要支援者 (p.23, 59, 61)

地震や水害等の災害発生時に自力または家族の支援のみでは避難が困難な人

児童発達支援センター (p.54, 76, 77)

地域の障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設

重症心身障害児 (p.76, 77)

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態の子ども

情報アクセシビリティ (p.1, 39, 110)

障害の有無などにかかわらず、すべての人が情報を取得できる考え方のこと

身体障害者更生援護施設 (p.102)

身体障害者福祉法に基づいて設置された、身体に障がいのある人の援助や保護を行う施設

た行

地域自立支援協議会 (p.37, 51, 52, 56, 70, 78, 79, 104)

地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する協議体

な行

ニュースポーツ (p.48)

競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称

は行

ハローワーク (p.50, 52)

国が所管し、無料で職業紹介や就職支援のサービスを行う機関。雇用保険に関する各種の手当や助成金の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務等も実施

ピアサポート (p.95, 103)

障がいのある人が、自らの体験を活かし、他の障がいのある人の相談相手や、同じ仲間となり、地域での交流を図ることや、問題の解決等を支援する活動

PDCA サイクル (p.51)

マネジメントサイクルの1つで、計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (act) のプロセス。このプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法

ペアレントトレーニング (p.103)

保護者を対象に、子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者の心理的ストレスの改善や、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を支援するプログラム

ペアレントプログラム (p.103)

保護者が子どもの特性を把握し、より良い関わり方について学びながら、日常の困りごとを解消し、前向きな気持ちで子育てをするためのプログラム

ペアレントメンター (p.103)

自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者

法定雇用率 (p.51, 110)

一定数以上の労働者を雇用している企業や地方公共団体を対象に、常用労働者のうち障がいのある人の雇用割合を定めた基準。障害者雇用促進法により、企業や地方公共団体には法定雇用率の達成が制度として義務付けられている。

や行

ユニバーサルデザイン (p.23, 59, 60)

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現を目指したもの



印西市マスコットキャラクター
「いんざい君」